

輪島市 耐震改修促進計画

平成 20 年 4 月 策定
平成 30 年 7 月 一部改訂
令和 2 年 3 月 一部改訂
令和 2 年 4 月 一部改訂
令和 7 年 8 月 改定

輪 島 市

目 次

序章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
第1章 上位計画	5
1. 上位計画	5
第2章 輪島市の現況	9
1. 輪島市の地形	9
2. 活断層	11
3. 地震履歴	12
4. 能登半島地震の経験	14
5. 人口・世帯数	17
第3章 想定地震の規模・被害の予測結果	19
1. 石川県地震被害想定報告書（令和7年5月）における想定結果	19
第4章 耐震化の現状と目標設定	21
1. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	21
2. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	22
第5章 耐震化促進に関する基本的考え方	27
1. 耐震化の促進にあたっての取組み方針	27
2. 役割分担の考え方	28
3. 取組みの体系	29
第6章 耐震改修促進のための施策の展開	30
1. 耐震化促進のための助成制度等	30
2. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	34
3. 総合的な安全対策に関する取組み	39
4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	48
5. 重点的、優先的に耐震化を促進する区域等	50
6. 耐震化に関する啓発や知識の普及等	52
7. 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項	57
8. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項	58

参考

1. 住宅の耐震化率の算出方法 参考 1
2. 用途別の多数の者が利用する建築物の内訳 参考 2
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律及び施行令 参考 7

序章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災で倒壊した住宅・建築物の多くは新耐震基準が施行される以前に建築されたものであったことから、新耐震基準施行以前の建築物の耐震改修を促進することが防災上の重要な課題となり、平成7年に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行されました。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がり、平成18年に「耐震改修促進法」が一部改正されるとともに、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)が示されました。

その後、平成19年3月25日に能登半島沖を震源とする震度6強、マグニチュード6.9の地震が輪島市を直撃し、甚大な被害が発生しました。

また、同年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等の大地震が頻発し、特に平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える甚大な被害が発生しました。

このような各地での大規模地震の発生により、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から平成25年に耐震改修促進法が改正され、平成31年には、政令改正により、建築物に附属するブロック塀等が対象に追加されました。

さらに、令和3年12月に国の基本方針が改正され、住宅等の建築物の次期目標が定められました。

こうしたなか、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、人的・物的に甚大な被害が発生しましたが、その中でも古い木造建築を中心に家屋の倒壊被害が多くみられました。その後も地震の発生が憂慮されており、耐震化の重要性及び緊急性が更に高まっています。

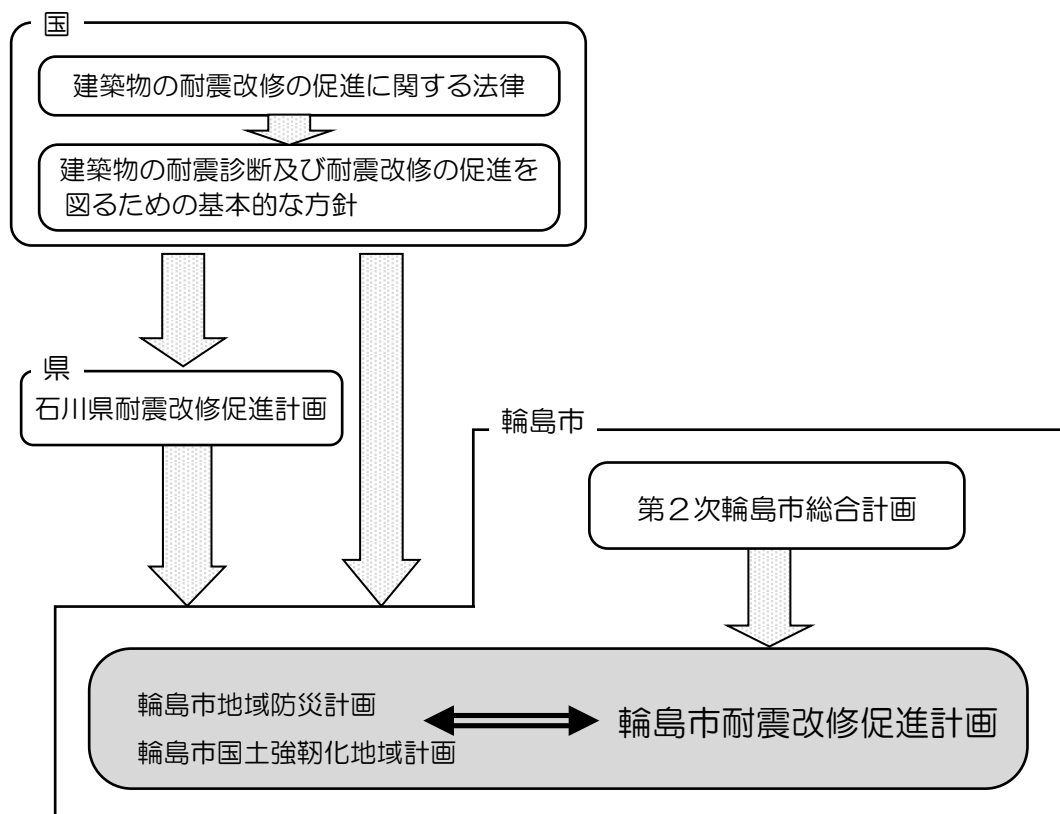
このような背景を踏まえ、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指し、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層推進するために、「輪島市耐震改修促進計画」を改定するものです。

耐震改修促進法の改正経緯

- 平成18年1月改正法施行
 - ・計画的な耐震化の推進
 - ・建築物に対する指導等の強化
 - ・支援措置の拡充
- 平成25年11月改正法施行
 - ・全ての建築物の耐震化促進
 - ・不特定かつ多数の方が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
 - ・耐震改修計画の認定に係る建築基準法の規定の緩和
 - ・建築物の地震に対する安全性に係る認定
 - ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 平成31年1月改正政令施行
 - ・避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等の耐震診断義務付け

(2) 計画の位置づけ

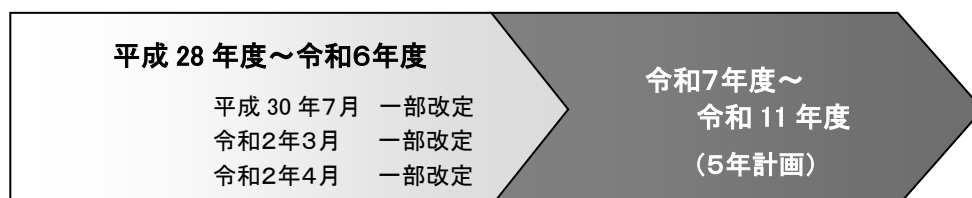
本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に定められた市町村耐震改修促進計画の策定を目的とし、「国の基本方針」及び「石川県耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、「第2次輪島市総合計画」や「輪島市地域防災計画」、「輪島市国土強靱化地域計画」、その他関連施策との整合を図り、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めるものです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



(4) 耐震化を図る建築物

本計画において特に耐震化を図る建築物として、次に掲げる施設のうち建築基準法等の耐震関係規定に適合していない「耐震強度が不足する建築物」を対象とします。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことの出来ない生活の基盤であり、市民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を積極的に促進します。

② 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号）

市の庁舎等の防災上重要な建築物や学校、事務所等の多数の人々が利用する建築物等は、地震による倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を推進します。

○多数の者が利用する一定規模以上の建築物

学校、体育館、病院、集客施設等多数の者が利用し、一定の規模を持つ建築物が対象です（法第14条1号に該当する建築物）。

○被災時に甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物

危険物倉庫や化学工場等危険物を貯蔵・処理する建築物が対象です（法第14条2号に該当する建築物）。

○地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物

倒壊により避難のための道路を塞ぐおそれのあるもの（通行障害建築物）として、耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物が対象です（法第14条3号に該当する建築物）。



沿道建築物の倒壊による道路閉塞例（阪神・淡路大震災（H7））

資料：東京都耐震ポータルサイト

③ 市有建築物

市有建築物については、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となること、また、多数の市民が利用する施設が多いことから、積極的に耐震化を促進します。

(5) 用語の定義

本計画で使用する主な用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
耐震改修促進法	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の略称で、平成 7 年 12 月 25 日に施行された。また、平成 17 年 11 月 7 日には、改正耐震改修促進法が公布され、平成 25 年 5 月 29 日には、東日本大震災の教訓等を踏まえ、耐震化をさらに促進する必要性から、2 回目の改正が行われた。また、大阪北部地震を受け、平成 31 年 1 月 1 日に改正耐震改修促進法が施行された。
国の基本方針	国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（法第 4 条、国土交通省告示第 184 号）。
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備を行うこと。
新耐震基準	現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、1981 年（昭和 56 年）の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日に施行された「新耐震基準」より前の耐震基準。
既存耐震不適合建築物	旧耐震基準であって、かつ、耐震性が不明及び不足している全ての住宅・建築物。
特定既存耐震不適合建築物	①多数の者が利用する一定規模以上の建築物、②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第 14 条各号）。
緊急輸送道路	災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するために位置づけられている道路。
通行障害建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準による建築物で、かつ地震によって倒壊した場合に指定した道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物を指す。

第1章 上位計画

1. 上位計画

(1) 国の基本方針（令和3年12月改正）

法第4条に基づき、国土交通大臣が定める「耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）の概要は次のとおりです。

一、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担
- 2 公共建築物の耐震化の促進
- 3 法に基づく指導等の実施
- 4 計画の認定等による耐震改修の促進
- 5 所有者等の費用負担の軽減等
- 6 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 7 専門家・事業者の育成及び技術開発
- 8 地域における取組の推進
- 9 その他、ブロック塀の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等地震時の安全対策

二、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべき。

四、啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会や各種メディア等を通じた啓発・普及等を推進。

五、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

- ・都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべき
- ・市町村においては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべき

●その他主な改正

〔危険なブロック塀対策等について〕

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策として、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路について、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである旨を追記。

(2) 石川県耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月改訂）

「石川県耐震改修促進計画」における、建築物の耐震化率の目標値及び耐震化を促進するための取組みは、次のとおりとなっています。

《 耐震化の目標 》

●耐震化の目標

平成 37 年度（令和 7 年度）に住宅は 95%、多数の者が利用する建築物は 95%を目標とする。

●公共建築物等の耐震化の目標

災害対策を行う拠点施設、避難所、病院、学校や福祉施設等は、被災後もその機能を維持し、災害対策の遂行や災害弱者の生活の安定を図る必要があることから、耐震化の目標は、多数の者が利用する建築物同様に平成 37 年度までに 95%とし、耐震化率の高い施設は、100%に近づけるよう重点的に耐震化を図る。

《 耐震化を促進するための総合的な取組み 》

- ・耐震化の促進に関する基本的な役割分担の考え方
- ・耐震化に関する啓発や知識の普及等に関する取組み
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要
- ・地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組み
- ・地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物
- ・地震等に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

(3) 第 2 次輪島市総合計画・後期基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）

第 2 次輪島市総合計画・後期基本計画において、防災の考え方や具体的な取組みについて、次のように示されています。

《 防災対策・対応力の強化 》（関連項目のみ抜粋）

- ・土砂災害や河川の氾濫への的確な対応や、能登半島地震の教訓を生かした災害に強い安全なまちづくりを推進する。
- ・治山・治水や河川改修、避難路の整備、海岸整備等防災対策に関する諸事業を推進するとともに、災害時の迅速な対応体制の強化をはじめ、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化等災害予防対策の充実に取り組む。
- 防災・減災対策の強化と自主防災組織の充実
 - ・「輪島市国土強靱化地域計画」に基づき、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策に取り組む。
 - ・「輪島市地域防災計画」に基づき、一般災害、地震・津波災害等から市民の生命、身体及び財産を守る。
 - ・災害時に避難所となる文化会館等公共施設の耐震化・長寿命化・バリアフリー化、橋梁等の耐震化・長寿命化の推進及び老朽設備の更新に取り組む。
 - ・適切な管理が行われていない「特定空家等」について、必要な手続きを行うなど、市民が安心して暮らせる生活環境の保全に取り組む。

(4) 輪島市国土強靱化地域計画（令和2年5月策定）

「輪島市国土強靱化地域計画」においては、いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②輪島市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③輪島市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興の4つを基本目標に掲げており、住宅・建築物等の耐震化対策については、次の考え方が示されています（以下要約）。

●住宅・建築物の耐震化等

- 住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用による、住宅・建築物の耐震化促進
- 市民への耐震診断・改修費の助成制度等の周知、及び「輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づく総合的な耐震化事業の推進
- 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進、及び吊り天井等非構造部材の耐震対策の推進
- 地震発生時の土砂災害や宅地の崩壊対策として、急傾斜地対策等のハード整備の推進及び土砂災害マップ等による市民への注意喚起
- 防火思想の普及、火気器具の取扱等についての指導による地震発生時の出火防止の徹底推進
- 関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等の推進

●家具類の転倒や非構造部材の落下等

- 家具の転倒防止対策の普及・啓発
- 地震による建築物の窓ガラス飛散や工作物の破損落下による被害防止のため、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性についての継続的な啓発
- 橋梁の耐震化等による避難路の安全対策の推進

●空き家対策

- 住宅・市街地総合整備事業や空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業等の活用による空き家対策の推進

●学校施設の耐震化

- 公立学校施設について、吊り天井等非構造部材の耐震対策の推進

●市街地整備

- 密集市街地の防災機能の向上を図るため、面的整備の促進や公園・広場等の整備推進
- 準防火地域や建物密集地区の建築物に対して、防火性能を高めるよう市民への指導・周知

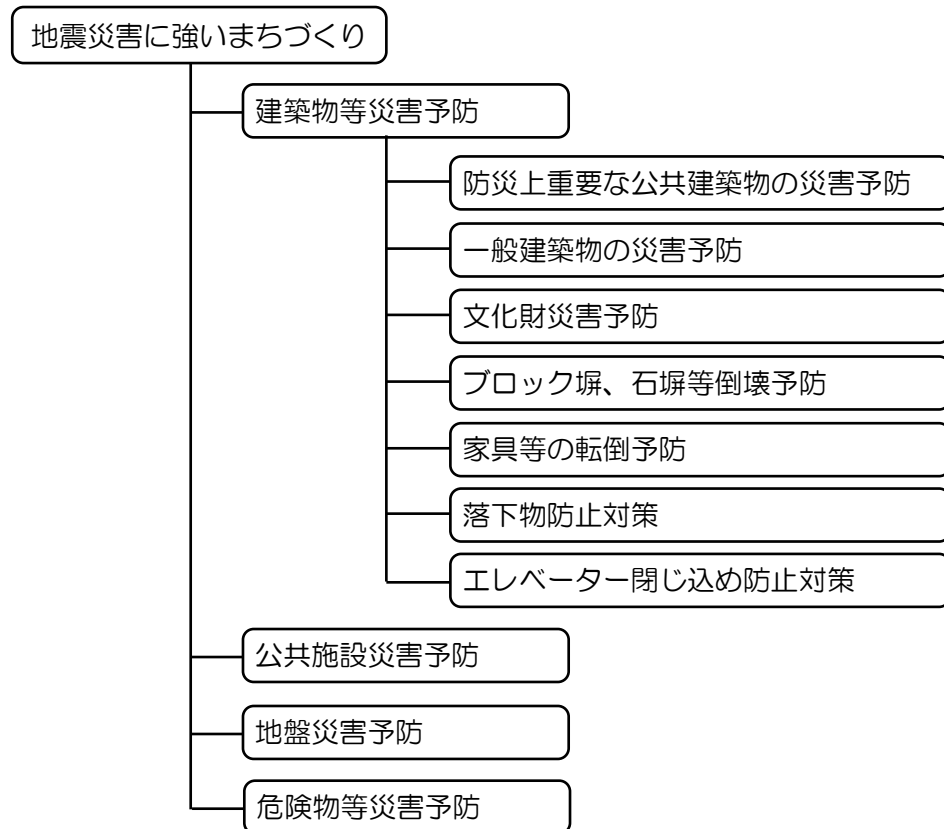
●無電柱化の推進

- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、計画的な無電柱化の推進

(5) 輪島市地域防災計画（令和4年12月修正）

輪島市地域防災計画は、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」、「事故災害対策編」の5編から構成されています。

このうち、「地震災害対策編」において、地震災害に強いまちづくりに向けて、建築物や公共施設等の災害予防として次の項目が示されています。



(6) 輪島市復興まちづくり計画（令和7年2月策定）

輪島市復興まちづくり計画において、方策・具体的な取組のうち、「重点プロジェクト」として、住宅の強靱化支援を掲げています。

- 行政の取組
 - ・耐震性に優れた住宅の建設・改修を進めるとともに、地域コミュニティにおける自立的な防災力強化を図り、生活の質の向上と防災インフラの強化を両立します。
 - ・住宅の耐震改修費に対する補助制度について、新耐震基準（昭和56年6月以降）で建築された住宅であっても、今回の地震で被災した耐震性が不足する住宅を補助対象に追加する等、県と連携して住宅の耐震化を促進します。
- 市民や事業者等の取組
 - ・住宅の耐震改修費に対する補助制度を有効に活用し、自らの住宅等の耐震化を行います。
- 想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等
 - ・住宅耐震化促進事業

第2章 輪島市の現況

1. 輪島市の地形

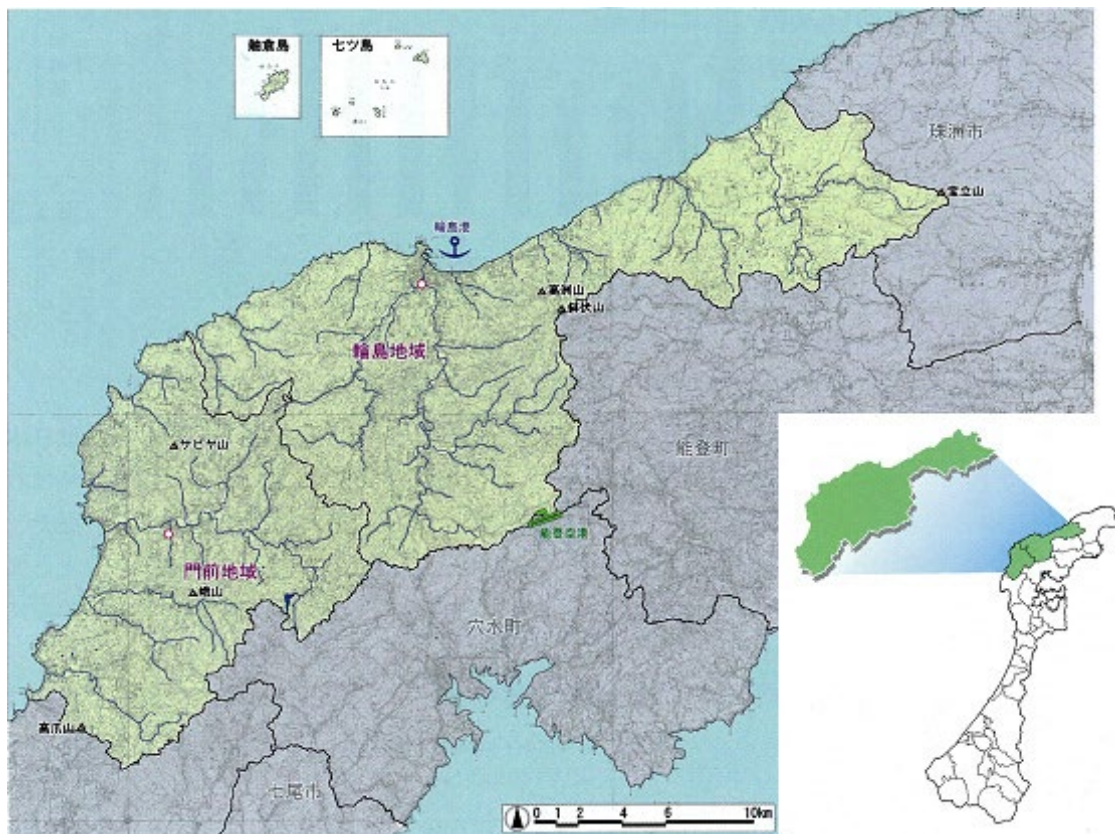
(1) 地形

本市は、能登半島の北西に位置し、東から西にかけて三方に山脈が連なり、海岸に面して急傾斜となっており、海岸部の低地や広範な平野が少ないのが特徴です。

また山地部は、低標高の小起伏山地と丘陵地から構成されていますが、無数の地滑り地帯が点在しています。

河川は、長大なものはなく町野川、河原田川、八ヶ川等を除いては、10 km以下の流路長の短いものが多くを占めています。

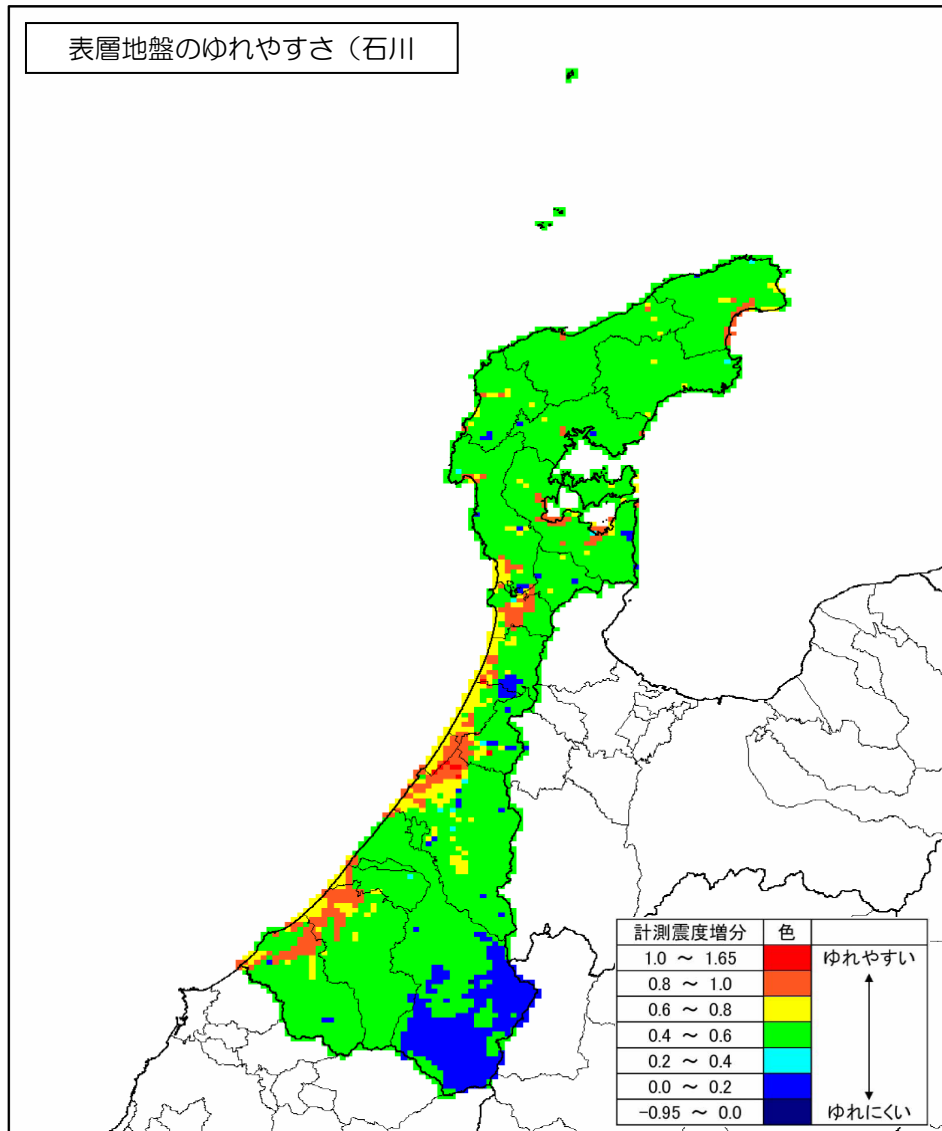
海岸は、大部分が岩石海岸からなり、岬と岬の湾曲部、河川の河口付近に砂浜海岸が点在しており、波浪侵食の著しい急崖の一部は景勝地となっています。



(2) 表層地盤のゆれやすさ

国においては、全国を1km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表したマップを都道府県別に作成し、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」として、平成17年10月に公表しています。

石川県のゆれやすさを見ると、平野や川に沿った地域では比較的ゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることがうかがえます。



「表層地盤のゆれやすさ」とは

地震による地表でのゆれの強さは、主に震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

資料：内閣府

2. 活断層

活断層は、一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を指し、地質時代の第四紀、約 200 万年前から現代までの間に動いたとみられる断層です。

能登半島には、長さ数kmの活断層が比較的多く分布しており、本市の近傍に位置する活断層は下表のとおりです。

なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しており、平成 19 年能登半島地震及び令和 6 年能登半島地震では、「新編日本の活断層」（1991 年東京大学出版会）に記載されておらず、今まであまり知られていなかった半島沿岸の活断層が動いたとされています。

■ 輪島市近傍の活断層

図面番号	断層名	確実度	活動度	長さ (km)
①	小又西方	Ⅱ	C	2.5
②	原断層	I	C	1.5
③	谷内西方	Ⅱ	C	2
④	酒見断層	I	B	4
⑤	高爪山西方	Ⅱ	C	1.5
⑥	富来川断層	Ⅱ	B	2
⑦	田尻滝西方	Ⅱ	C	2
⑧	越ヶ口西方	Ⅱ	C	0.5
⑨	二口西方	Ⅱ	C	1
⑩	富来川南岸断層	Ⅱ	B	2

資料：石川県地域防災計画（一部抜粋）

断層名：確実度の低い断層については、断層名のかわりにその断層の通過地域名を記したのものもある。

確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの

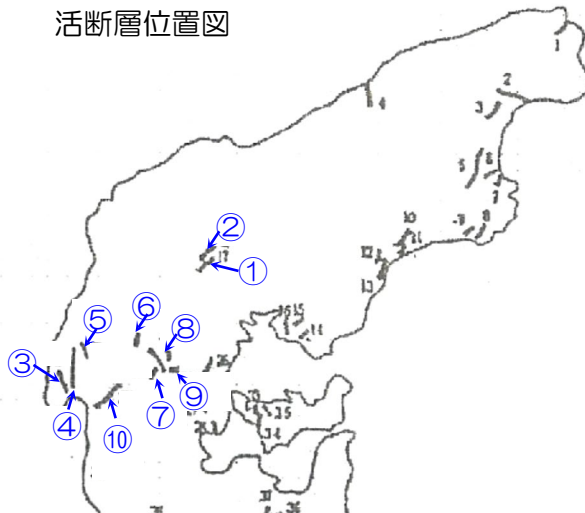
確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの

活動度A：平均変位速度が 1m/1,000 年以上、10m/1,000 年未満のもの

活動度B：平均変位速度が 10 cm/1,000 年以上、1 m/1,000 年未満のもの

活動度C：平均変位速度が 1 cm/1,000 年以上、10 cm/1,000 年未満のもの

活断層位置図



3. 地震履歴

本市における過去の地震履歴をみると、能登半島周辺では、1729年（享保14年）にM6.6～7の地震が発生し、能登半島先端付近で死者、家屋損壊や山崩れ等の被害が発生しています。

明治以降では、1892年（明治25年）のM6.4、1896年（明治29年）のM5.7、1933年（昭和8年）のM6.0といった被害地震が発生しています。

最近では、1993年（平成5年）の能登半島沖地震と2000年（平成12年）の石川県西方沖、2007年（平成19年）の能登半島地震が挙げられます。

直近では、令和6年1月1日16時10分、能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生しました。この地震により、輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度1～6強を観測しました。

また、この地震により、気象庁は、能登に対して津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報をそれぞれ発表し、警戒を呼びかけました。

本市で震度4以上を記録した地震とその被害状況は、下表のとおりです。

■本市で震度4以上を記録した地震（明治以降）

年月日	震源地域又は名称	規模(M)	輪島市の震度	被害状況等
1892年12月9日 (明治25年)	能登南西部地震	6.4	×	能登で家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1人、全壊2。
1896年4月2日 (明治29年)	能登半島	5.7	×	蛸島村で土蔵倒壊2、家屋損壊15、禄剛崎灯台破損。
1933年9月21日 (昭和8年)	七尾湾地震	6.0	4	鹿島郡で死者3人、家屋倒壊2、破損143。
1944年12月7日 (昭和19年)	東南海地震	7.9	4	石川県での被害：住家全壊3。
1948年6月28日 (昭和23年)	福井地震	7.1	4	石川県では大聖寺、片山津等において死者41人、負傷者453人、住宅全壊802棟、半壊1,274棟等の被害が発生。
1952年3月7日 (昭和27年)	大聖寺沖地震	6.5	4	石川、福井両県において死者7人、負傷者8人、家屋半壊4、破損82、焼失27。
1964年6月16日 (昭和39年)	新潟地震	7.5	4	石川県では、津波により穴水湾を主に床上浸水4、床下浸水131、田畑冠水。
1985年10月18日 (昭和60年)	能登半島沖	5.7	4	負傷者1人、文教施設29、被害総額1,800万円。
1993年2月7日 (平成5年)	能登半島沖地震	6.6	5	<p>■地震の概要</p> <p>平成5年2月7日、22時27分頃、能登半島沖でマグニチュード6.6の地震があり、輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高岡、伏木でも震度4の中震を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が発生した。</p> <p>負傷者29人、住宅全壊1、半壊20、一部損壊1、非住宅14、道路被害142、水道断水2,355ヶ所等。被害総額42億円。</p>
2000年6月7日 (平成12年)	石川県西方沖	6.2	4	<p>■地震の概要</p> <p>平成12年6月7日、7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。</p>

年月日	震源地域又は名称	規模(M)	輪島市の震度	被害状況等
2007年3月25日 (平成19年)	能登半島地震	6.9	6強	輪島市等で震度6強を観測したほか、広い範囲で震度5弱以上を観測。
2008年1月26日 (平成20年)	石川県能登地方	4.8	5弱	特になし
2010年2月7日 (平成22年)	石川県能登地方	4.0	4	特になし
2012年2月8日 (平成24年)	佐渡付近	5.7	4	特になし
2014年11月22日 (平成26年)	長野県北部	6.7	4	特になし
2015年2月1日 (平成27年)	富山湾	4.4	4	特になし
2024年1月1日 (令和6年)	石川県能登地方	7.6	7	<p>■地震の特徴 山がちで低平地に乏しい半島部において、最大4mもの隆起を伴う強烈な地盤変動が生じ、海岸沿いの国道249号をはじめ、同時多発的な土砂崩落、甚大なインフラ被害をもたらしたことが大きな特徴である。</p> <p>■石川県内の人的・建物被害の状況 (令和7年2月6日現在)</p> <p>〔人的被害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者(災害関連死を含む): 518人 ・行方不明者: 2人 ・負傷者: 重傷390人、軽症876人 <p>〔住家被害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊6,096棟 ・半壊18,438棟 <p>〔非住家被害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建物(半壊以上)443棟 ・その他(半壊以上)36,192棟

※Xは記録なし。

資料：県地域防災計画（一部抜粋）、金沢地方気象台、石川県危機対策課

4. 能登半島地震の経験

(1) 平成 19 年能登半島地震

① 地震の概要

平成 19 年 3 月 25 日午前 9 時 41 分頃、能登半島沖を震源とするマグニチュード 6.9、震源深さ 11 km の地震が発生し、七尾市、輪島市、穴水町で震度 6 強を、志賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱を観測しました。

この地震により、本市では、死者 1 人、重傷を含む負傷者は 115 人を数え、住家も全壊、半壊、一部破損を合わせて約 12,000 棟が被害を受けました。

さらに、水道管の破損をはじめ、道路の陥没や隆起、亀裂が相次ぎ、斜面やのり面の崩落により道路が通行止めとなるなど、多大な被害に見舞われました。

■ 平成 19 年能登半島地震の概要

発生年月日	平成 19 (2007) 年 3 月 25 日 9 時 41 分頃	
震央地名	能登半島沖 (北緯 37.2 度、東経 136.7 度、輪島西南西 40 km 付近)	
規模	マグニチュード 6.9	
震度	震度 6 強：石川県七尾市、輪島市、穴水町 震度 6 弱：石川県志賀町、中能登町、能登町 震度 5 強：石川県珠洲市 震度 5 弱：石川県羽咋市、宝達志水町、かほく市 富山県富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市、新潟県刈羽村	
輪島市	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・死者：1 人 ・行方不明者：0 人 ・負傷者 重傷：46 人 軽傷：69 人
	住家被害	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊：513 棟 ・一部損壊：9,988 棟 ・半壊：1,086 棟 ・非住家被害：2,899 棟
	火災	0 件

資料：総務省消防庁（発生年月日、震央地名、規模、震度）
石川県危機対策課（人的被害、住家被害）

② 建物の被害状況

平成 19 年能登半島地震における本市の建物被害状況は上記に示すように、全壊数が 500 棟を超え、倒壊家屋も多くみられ、これらの多くは在来工法の古い木造住宅が占めています。

家屋被害は、本市の中心部、門前町道下、同門前等に集中してみられ、また、全壊家屋は本市の門前町、鳳至町島、海岸平野に多くみられました。



住家の被害状況〔門前町〕



輪島塗の土蔵の被災状況〔河井町〕

(2) 令和6年能登半島地震

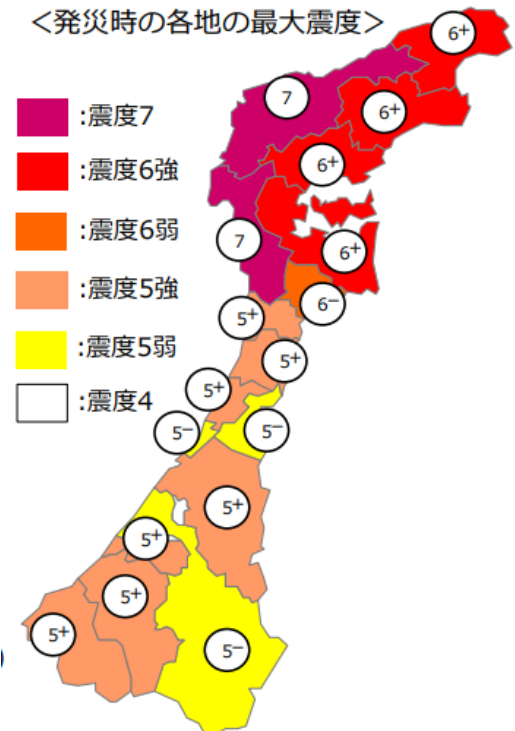
① 地震の概要

令和6年1月1日16時10分、能登地方にマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生しました。この地震により石川県内では、人的被害が約1,800人、住家被害が約112,000棟、非住家の半壊以上が約37,000棟（令和7月2月時点）という多くの人命や家屋等への甚大な被害が発生しました。

また、地震動による直接的な被害のほか、土砂災害や津波災害、地盤の液状化等、複合的な災害が内陸、沿岸の広域で発生したことによりライフライン等が寸断され、集落の孤立等が多く発生しました。加えて、輪島市では、市街地の火災による複合災害が発生しました。

道路交通では、地震動による構造物等の直接的な被害のほか、土砂崩落、津波浸水、液状化等により、高規格道路から市町道に至るまで大規模に被災し、ネットワークが寸断される状況が発生しました。

<発災時の各地の最大震度>



■ 令和6年能登半島地震の概要

発生年月日	令和6（2024）年1月1日16時10分	
震央地名	石川県能登地方（震源の深さ16km）	
規模	マグニチュード7.6（最大）	
震度	<ul style="list-style-type: none"> 震度7：志賀町、輪島市 震度6強：七尾市、珠洲市、穴水町、能登町 震度6弱：中能登町 震度5強：金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町 震度5弱：白山市、津幡町、内灘町 震度4：野々市市、川北町 	
津波	<ul style="list-style-type: none"> 1日16時12分 津波警報発表（石川県加賀、石川県能登） 1日16時22分 大津波警報に切り替え（石川県能登） 1日20時30分 津波警報に切り替え（石川県能登） 2日1時15分 津波注意報に切り替え（石川県加賀、石川県能登） 2日10時00分 津波注意報解除（石川県加賀、石川県能登） 	
輪島市	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> 死者：189人（うち災害関連死者88人） 行方不明者：2人 重傷者：213人 軽傷者：303人
	住家被害	<ul style="list-style-type: none"> 全壊：2,302棟 半壊：3,947棟 一部損壊：4,305棟 非住家被害：11,675棟
	火災	17件

資料：石川県危機対策課、輪島市（被害状況（R7.2.4現在）、消防庁（火災件数）

② 建物の被害状況

令和6年能登半島地震では、前頁の表に示すように、数多くの建築物に倒壊等の被害が発生しました。このうち木造住宅については、旧耐震基準の木造建築物の倒壊又は大破した割合が、新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して顕著に高くなっています。

また、杭基礎を有する鉄筋コンクリート造建築物については、1棟が転倒し、複数棟が傾斜したほか、旧耐震基準の鉄筋コンクリート造建築物において、柱のせん断破壊や柱はり接合部の破壊等の被害が確認されました。

鉄骨造建築物では、旧耐震基準の建築物において、複数棟が倒壊・崩壊しました。非構造部材については、天井の全面的な脱落は確認されませんでした。一部の天井板の落下や鋼製下地材の外れ等が確認されたほか、内壁、外壁等の落下やガラスの被害が多数見られました。



倒壊した木造建築物〔河井町〕



鉄筋コンクリート造建築物の転倒被害
〔河井町〕



鉄筋コンクリート造建築物の
傾斜被害〔河井町〕



軒天井の落下被害〔市内〕



外壁の脱落被害〔市内〕

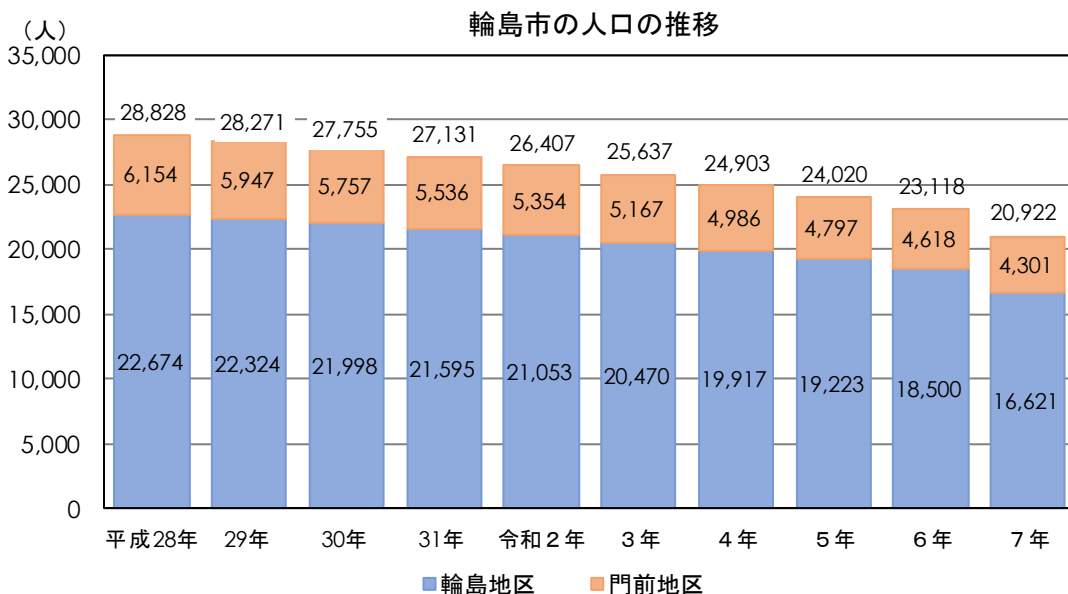
資料：国土交通省、(国研)建築研究所

5. 人口・世帯数

(1) 人口

本市の令和7年1月1日現在の人口は20,922人で、年々減少傾向にあります。令和6年から7年にかけての減少数が約2,200人と、これまでと比べて減少幅が大きくなっており、能登半島地震や能登半島豪雨が影響しているものと思われます。

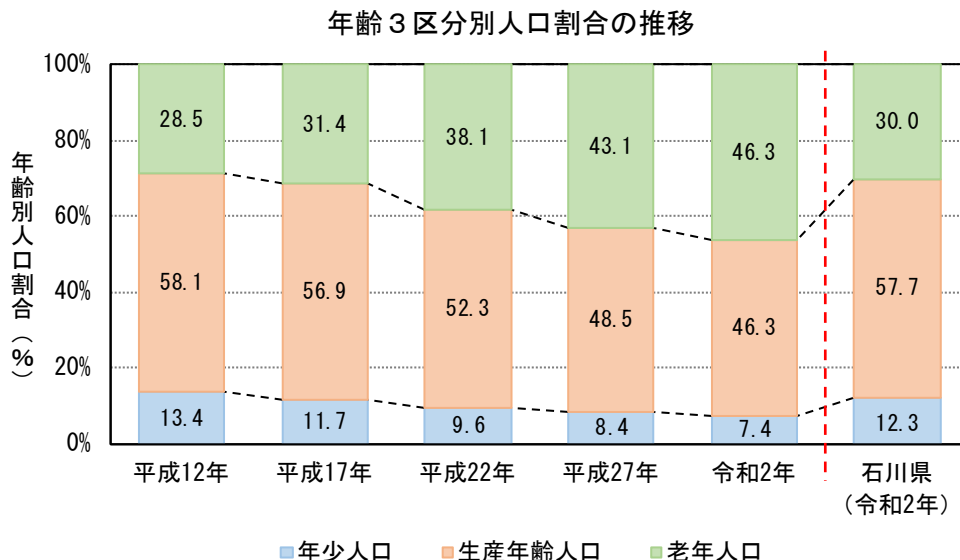
また、地区別人口も同様の傾向にあり、令和6年から7年にかけて、輪島地区では約1,880人、門前地区では約320人減少しています。



※各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）割合の減少と老年人口（65歳以上）割合の増加が顕著となっており、少子高齢化が加速しています。特に老年人口割合（高齢化率）は46.3%と、県平均（30.0%）を大きく上回っています。

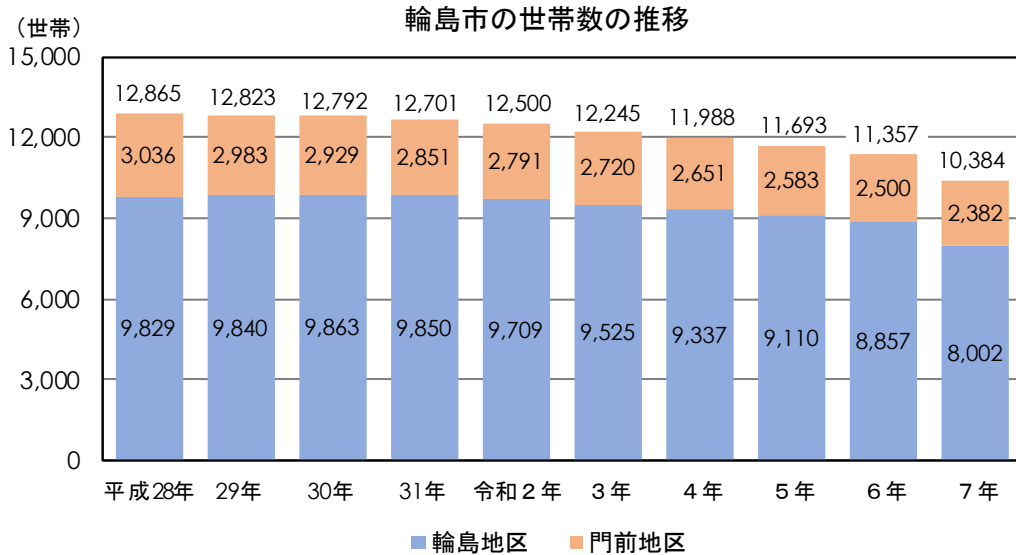


資料：国勢調査

(2) 世帯数

本市の令和7年1月1日現在の世帯数は10,384世帯で、人口と同様に、能登半島地震や能登半島豪雨の影響もあり、令和6年から7年にかけて約970世帯減少しています。

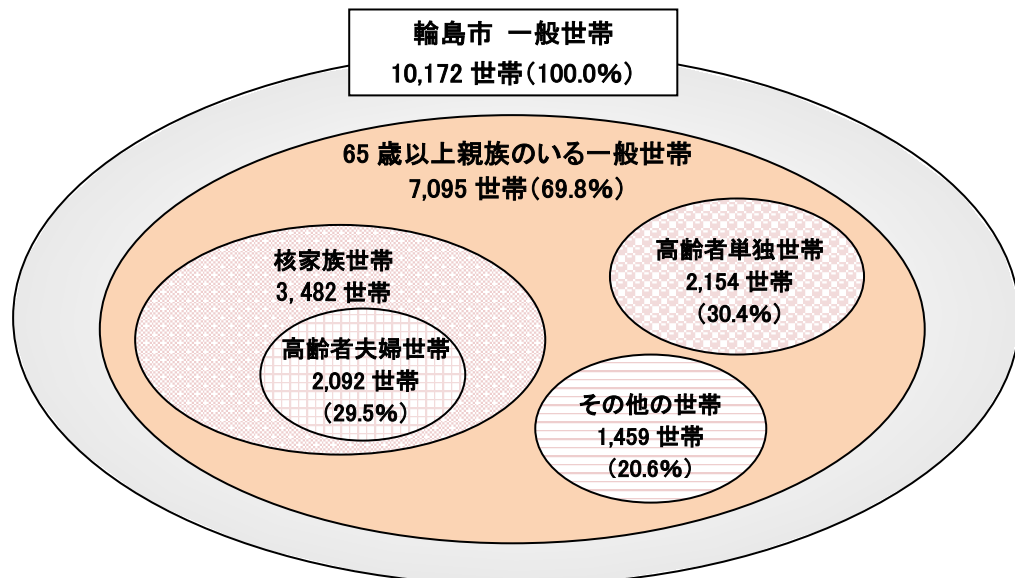
地区別の世帯数も同様の傾向にあり、令和6年から7年にかけて、輪島地区では約860世帯、門前地区では約120世帯減少しています。



また、令和2年国勢調査における65歳以上親族のいる一般世帯数は7,095世帯（全一般世帯の69.8%）で、このうち高齢者単独世帯数は2,154世帯（65歳以上親族のいる世帯数の30.4%）となっています。

また、65歳以上親族のいる世帯数における高齢者夫婦世帯数は、2,092世帯（同29.5%）と高い割合を占めています。

■ 65歳以上親族のいる一般世帯



※65歳以上親族のいる一般世帯の割合は、輪島市一般世帯に対する割合である。
その他の家族構成の割合は、65歳以上親族のいる一般世帯に対する割合である。

資料：令和2年国勢調査

第3章 想定地震の規模・被害の予測結果

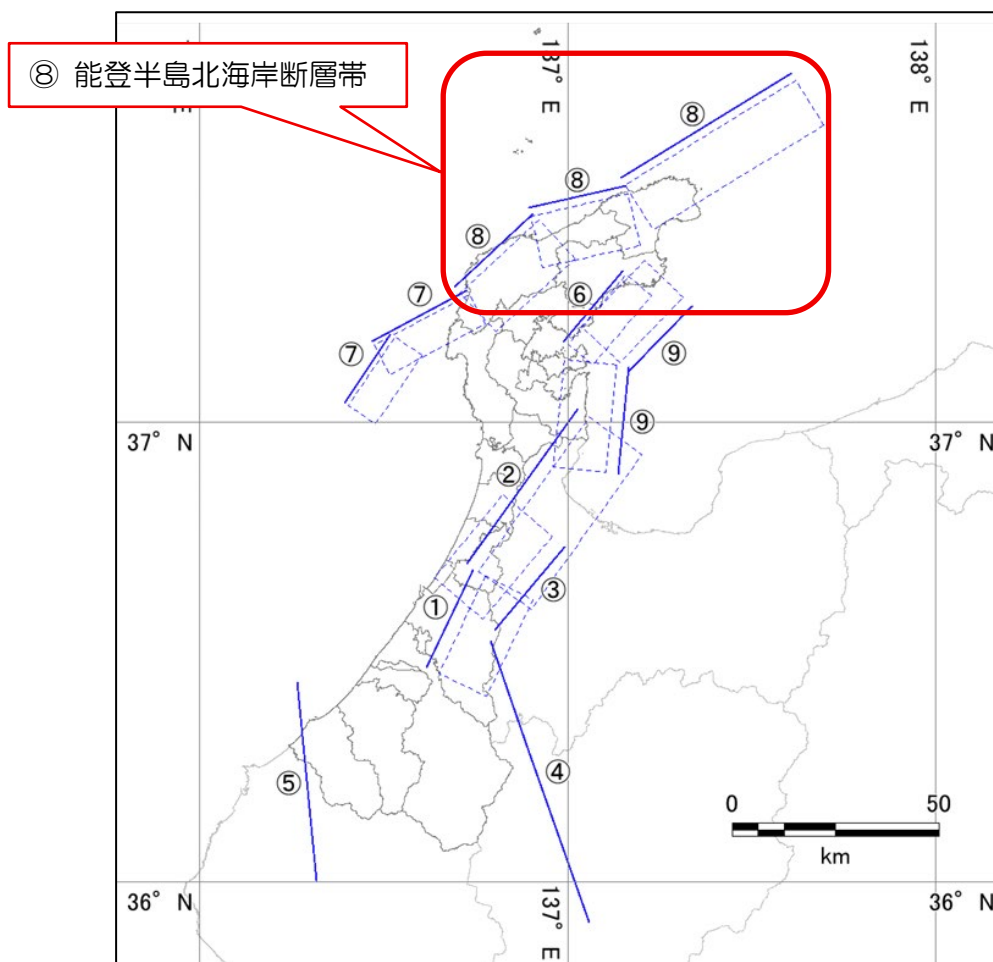
1. 石川県地震被害想定報告書(令和7年5月)における想定結果

県では、令和6年能登半島地震の被害や前回調査から20年以上が経過したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映した、新たな被害想定調査結果を令和7年5月に公表しています。

本調査において被害想定を行った断層帯のうち、本市に最も大きな被害が生じると予測された「能登半島北海岸断層帯」について、被害予測結果を示します。

(1) 能登半島北海岸断層帯について

地震本部が示している「海域活断層」の一つです。前回想定の能登半島北方沖の地震は、1993年の能登半島沖地震と1985年の地震の震央を結んだ線をもとに設定されています。



想定地震規模	M8.1
発生確率	猿山沖区間ほぼ0% 輪島沖区間ほぼ0% 珠洲沖区間ほぼ0%

(2) 予測結果

能登半島北海岸断層帯のうち、建物や人的被害が最も大きくなると予測された計算ケース「南に地震」(猿山沖区間のアスペリティ下端中央に破壊開始点)では、建物被害が全壊約 8,000~8,500 棟、半壊約 2,600~3,100 棟となっています。また、人的被害は死傷者約 400~500 人、負傷者は約 1,300~1,700 人となっています。

したがって、家具の固定や家屋の補強等日頃からの心がけによって死傷者の数を減らすことが可能です。

避難者は、約 12,000~13,000 人程度となり、避難所の開設や仮設住宅の建設が課題となります。

■能登半島北海岸断層帯の地震による被害予測

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	冬・朝 5時・ 強風	夏・昼 12時・ 強風	冬・夕 18時・ 強風	正月・ 夕18 時・ 強風	GW・昼 12時・ 強風
建物被害	揺れ・ 液状化・ 土砂災害・ 地震火災	揺れ	全壊	棟	8,315	7,821	8,315	8,315	7,821
			半壊	棟	2,133	2,627	2,133	2,133	2,627
		液状化	全壊	棟	129	129	129	129	129
			半壊	棟	429	429	429	429	429
		急傾斜地 崩壊	全壊	棟	55	59	55	55	59
			半壊	棟	71	68	71	71	68
		地震火災	出火件数	件	7	7	12	12	7
			焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
		計	全壊(焼失 棟数含む)	棟	8,499	8,009	8,499	8,499	8,009
			半壊	棟	2,634	3,124	2,634	2,634	3,124
人的被害	死者数	計	人	501	404	442	427	410	
	負傷者 数	計	人	1,729	1,305	1,363	1,317	1,327	
	要救助者数(自力脱出困難者)		人	1,362	1,073	1,173	1,145	1,080	
	災害関連死		人	32~63	28~56	31~61	29~59	28~56	
避難者	全避難者(発災当日・1日後)		人	13,146	11,751	12,711	12,230	11,757	

資料:石川県地震被害想定調査結果(令和7年5月公表)

第4章 耐震化の現状と目標設定

1. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和5年度末現在、本市における住宅の現状をみると、令和6年能登半島地震による老朽化住宅の倒壊等の影響もあり、耐震化の対象とする住宅数 7,527 戸のうち、80.7%が耐震性ありとなっています。

■耐震化の対象とする住宅の現状

単位:[戸]

	耐震性あり	耐震性不十分	合計
R5年度末時点での住宅耐震化の現状	6,075 (80.7%)	1,452 (19.3%)	7,527 (100.0%)

※住宅の耐震化率の算出方法は、参考参照

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本市における多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は、総棟数 35 棟の88.6%は耐震性がありますが、残り 11.4%は耐震性が不十分となっています。

用途	総棟数(戸)			現状の耐震化率
	耐震性あり	耐震性なし		
住宅	9	9	0	100.0%
学校	8	8	0	100.0%
体育館	4	3	1	75.0%
病院、診療所	1	1	0	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場	2	2	0	100.0%
百貨店、マーケット	該当なし			
ホテル、旅館	2	1	1	50.0%
事務所	1	1	0	100.0%
幼稚園、保育所	2	2	0	100.0%
工場	1	1	0	100.0%
福祉施設	3	2	1	66.7%
その他公益施設	2	1	1	50.0%
輪島市全体	35	31	4	88.6%

※用途別の多数の者が利用する建築物の内訳は、参考参照

2. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

令和 11 年度末の耐震化率は、住宅・多数の者が利用する建築物ともに95%を目標とします

(1) 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

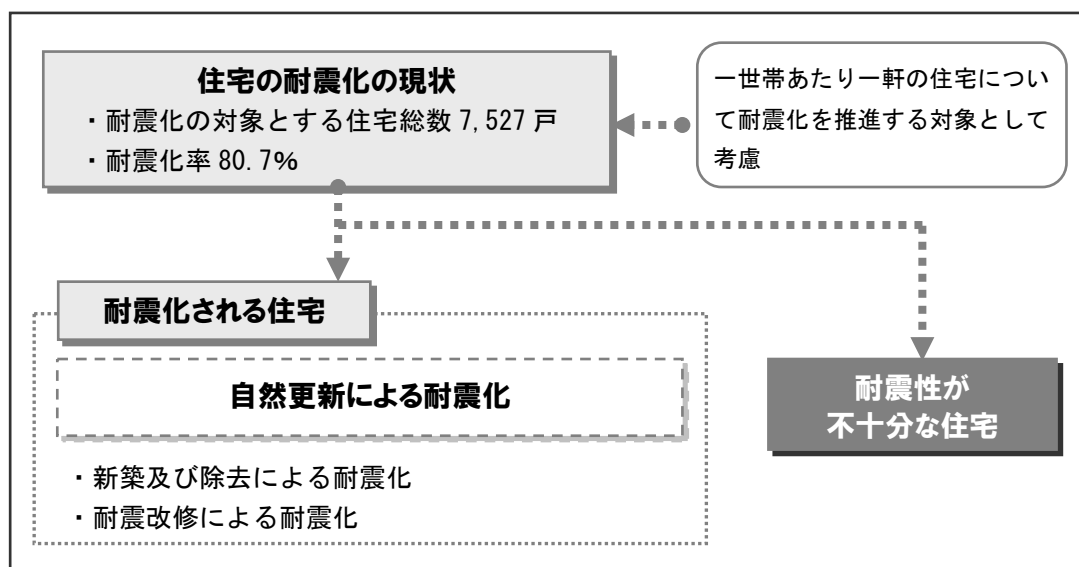
本市では、令和 11 年度末までに、**耐震化率95%**にすることを目標とします。

(2) 必要な耐震化戸数推計の流れ

本市の令和 5 年度末における耐震化の対象とする住宅戸数の総数は、7,527 戸です。このうち、耐震性のある住宅戸数は 6,075 戸で、耐震化率は 80.7%となります。

目標年次である令和 11 年度末までに必要な耐震化戸数の設定には、自然に建替えられる建物数の推計等を加味し、必要な耐震化戸数を設定する必要があります。耐震化戸数の設定には、次の流れで推計します。

■耐震化戸数設定の流れ



(3) 住宅における耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化戸数の推計

耐震化率95%を達成するには、約710戸の耐震化が必要です。

耐震化の対象とする住宅の耐震化率を目標の95%とするためには、自然更新を除き、今後約710戸の住宅について、耐震化を図ることが必要となります。

以下では、その推計方法を示します。

1) 自然に耐震化される住宅の推計（自然更新）

老朽化等に応じて、新築や建替え、耐震改修が自主的に行われるなどにより、自然に住宅が耐震化されることが考えられます（自然更新）。

以下では、自然更新によって耐震化される住宅を推計します。

【自然更新として耐震化される住宅の主な対象】

- 住宅の新築及び除去による耐震化
- 住宅の耐震改修による耐震化

① 住宅の新築による耐震化

住宅が新築される場合は、現在の耐震基準に従って建てられるため、全て耐震化されるものとして考えます。

近年4年間のデータから見ると、住宅の新築は年平均49戸程度行われているため、令和11年度までの6年間では294戸が新築されると推計されます。

■新築住宅戸数の推計

年度別新築住宅戸数		年平均 新築住宅戸数	R11までの新築 住宅戸数 [A]
R5(2023)	36	49	294
R4(2022)	49		
R3(2021)	52		
R2(2020)	57		

一方、住宅の除却については、近年4年間のデータから見ると、年平均53戸程度行われているため、令和11年度までの6年間では318戸が除却されると推計されます。

なお、除却された住宅は、全て耐震性の無い住宅と想定します。

■除却住宅戸数の推計

年度別除却住宅戸数		年平均 除却住宅戸数	R11までの除却 住宅戸数 [B]
R5(2023)	32	53	318
R4(2022)	44		
R3(2021)	70		
R2(2020)	67		

② 住宅の耐震改修による耐震化

市民の意識醸成や判断等により、自主的に耐震改修が行われることが考えられます。

近年4年間のデータから見ると、年平均9戸が耐震改修を行っています。

そのため令和11年度までの6年間では54戸が耐震改修を行うと推計されます。

■耐震改修数の推計

年度別耐震改修住宅戸数		年平均耐震改修住宅戸数	R6までの耐震改修住宅戸数[C]
R5(2023)	6	9	54
R4(2022)	5		
R3(2021)	11		
R2(2020)	13		

2) 将来における住宅の耐震化戸数（自然更新）

これまでの推計から、耐震化される住宅戸数（自然更新）を推計すると、54戸となります。

このとき、将来の住宅総数に対する耐震化率は、85.6%となります。

■住宅の耐震化戸数

R11までの新築住宅戸数	: [A]	294	
R11までの除却住宅戸数	: [B]	318	
R11までの耐震改修住宅戸数	: [C]	54	
R5の住宅総数	: [D]	7,527	
R5の耐震性のある住宅戸数	: [E]	6,075	
R11までの耐震化住宅戸数	: [F]	348	[A]+[C]
R11の耐震化住宅戸数	: [G]	6,423	[E]+[F]
R11の住宅総数	: [H]	7,503	[D]+([A]-[B])
R11の住宅の耐震化率		85.6%	[G]/[H]

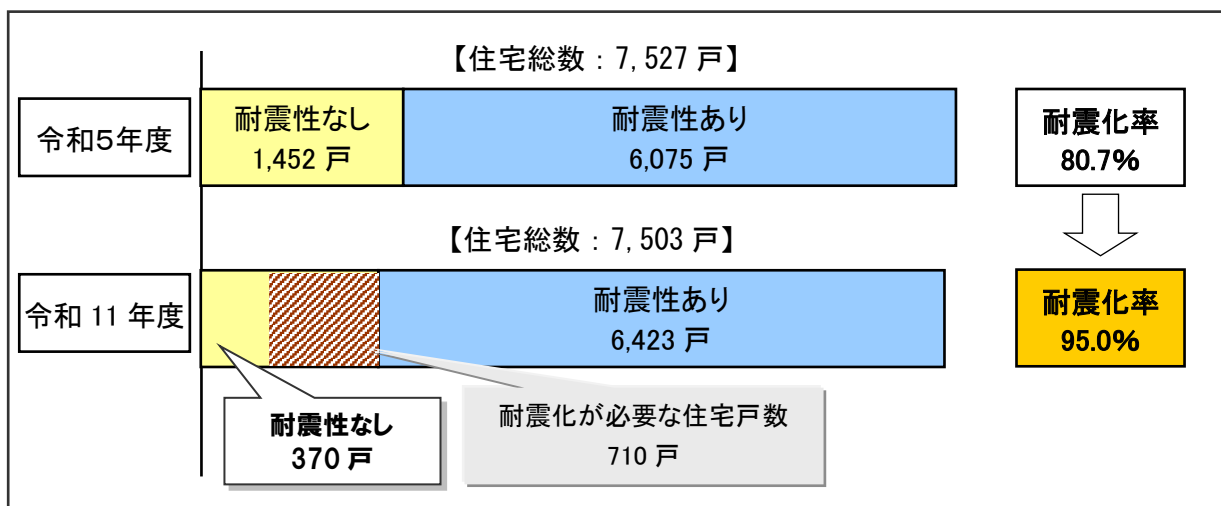
3) 住宅の耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化戸数

前項で推計した令和11年度における耐震化の対象とする住宅の耐震化率85.6%から、耐震化の目標95%を実現するためには、今後、約710戸の耐震性の無い住宅を耐震化していくことが必要となります。

■必要な耐震化の戸数（住宅）

R11の住宅総数	: [H]	7,503	
R11の住宅の耐震化戸数	: [G]	6,423	
耐震化率の目標	: [I]	95%	
R11までに必要な耐震化の住宅戸数	: [J]	710	([H] × [I]) - [G]

■必要な耐震化の戸数（住宅）



(4) 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化棟数の推計

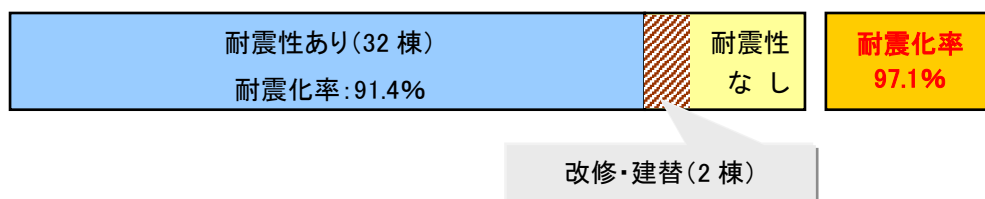
耐震化率95%を達成するには、2棟の耐震化が必要です。

本市における多数の者が利用する建築物の総数は、35棟あります。このうち、耐震性のある建築物は32棟で、現状における耐震化率は91.4%です。

多数の者が利用する建築物の耐震化率について、目標の95%を達成するためには、今後2棟の耐震化を図ることが必要となります。

なお、2棟の耐震化を図ると、耐震化率は結果として97.1%となります。

【多数の者が利用する特定建築物総数：35棟】



■必要な耐震化の戸数（多数の者が利用する建築物）

用途	総棟数		現状の耐震化率
	耐震性あり	耐震性なし	
住宅	9	9	100.0%
学校	8	8	100.0%
体育館	4	3	75.0%
病院、診療所	1	1	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場	2	2	100.0%
百貨店、マーケット	該当なし		
ホテル、旅館	2	1	50.0%
事務所	1	1	100.0%
幼稚園、保育所	2	2	100.0%
工場	1	1	100.0%
福祉施設	3	2	66.7%
その他公益施設	2	2	100.0%
輪島市全体	35	32	91.4%

耐震化の促進

耐震化率95%に必要な棟数	目標達成率(耐震化率)
2	97.1%

第5章 耐震化促進に関する基本的考え方

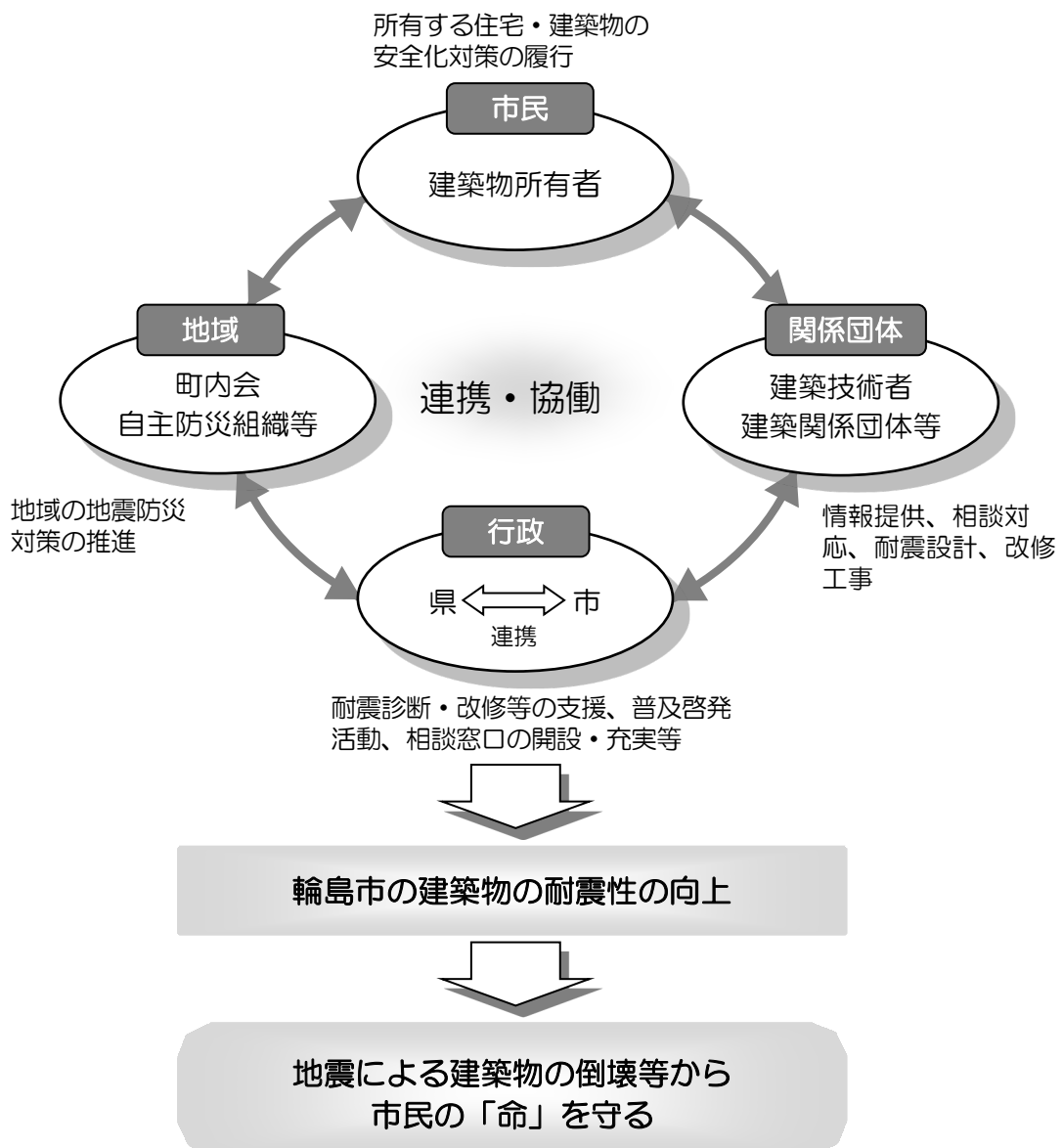
1. 耐震化の促進にあたっての取組み方針

耐震化の推進にあたっては、市民一人ひとりが主役です。市民が、耐震化の問題を我がことと捉え、自ら耐震化を進めることが重要です。

行政は、関係団体等と連携し、市民が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境づくりや負担軽減のための制度の充実等の必要な施策を講じ、耐震化を促進します。

また、地域においては、日頃から地域内の危険箇所の点検・改善や地域内の耐震化等の地震防災対策に取り組むことが望まれます。

こうした観点から、本計画においては、市民、地域、関係団体、行政の連携・協働により、住宅や建築物の耐震化を進めることにより、地震による建築物の倒壊等から市民の「命」を守ることを基本的な取組み方針とします。



2. 役割分担の考え方

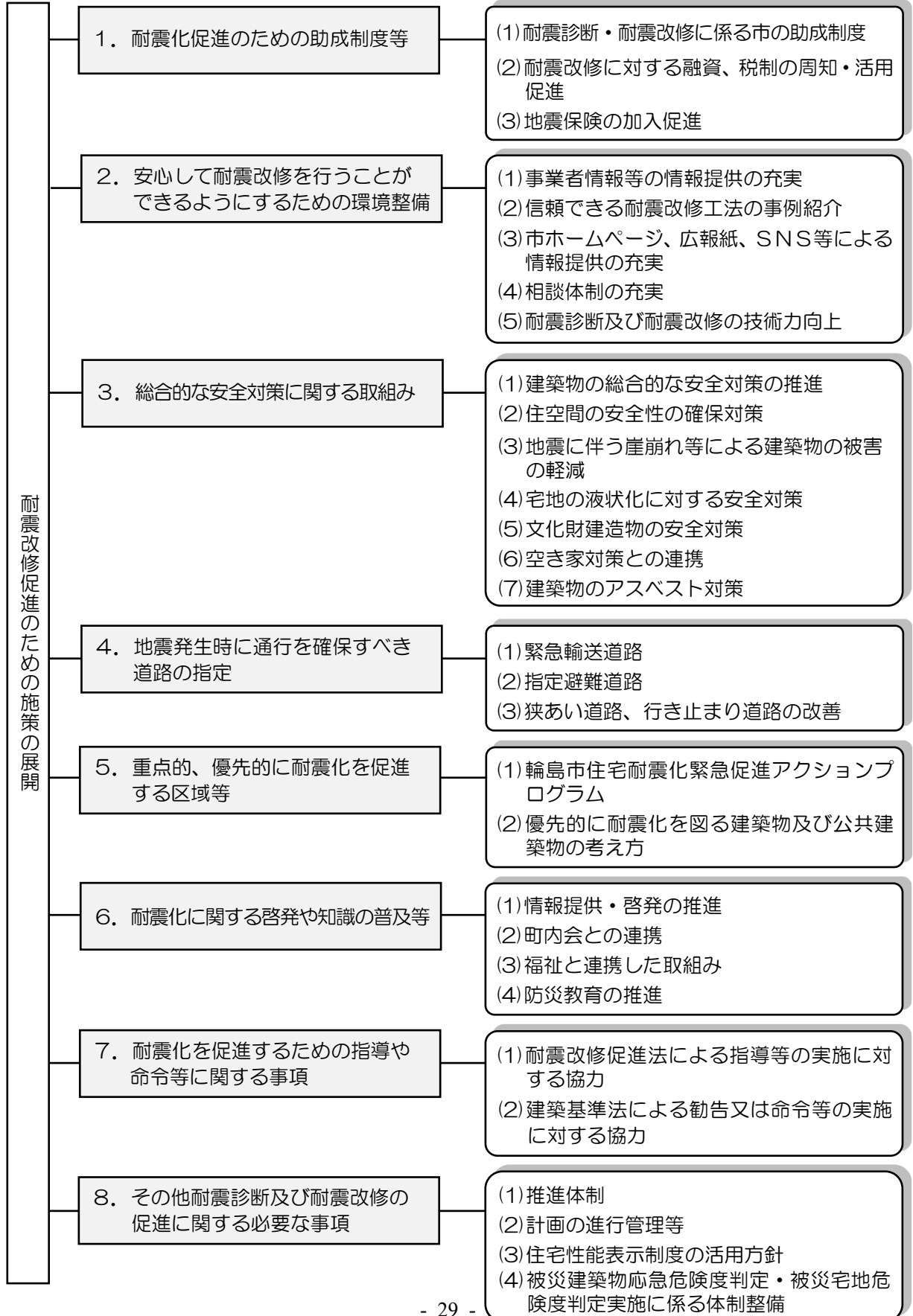
耐震化促進の役割分担については、「自らの生命は自ら守る」という考え方<自助>、「自らの地域はみんなで守る」という考え方<共助>、及び行政が担うべき考え方<公助>をもとに、市民、地域、関係団体、行政が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

■ 関係主体の役割

関係主体	役割区分
市民 (建築物所有者)	<p>自助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有建築物の耐震診断、耐震改修の実施 ・ 窓ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等による第三者への危害防止 ・ エレベーターの閉じ込め防止、各種落下物の防止、天井等の脱落防止等の安全対策（特定建築物所有者） ・ 家具の転倒防止策等による室内での震災事故防止 ・ 地域防災活動への積極的な参加 等
地域 (町内会、自主防災組織等)	<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種情報の周知（パンフレットの配布等） ・ 広報等による啓発・周知 ・ 地域の危険箇所の点検等、地域防災対策の推進等
関係団体 (建築技術者、建築関係団体等)	<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットの作成・配布等による情報の提供 ・ 耐震化促進のための普及・啓発 ・ 耐震窓口の設置や相談体制の整備 ・ 正確な耐震診断、確実な耐震改修工事の実施 ・ 技術者の養成 等
輪島市	<p>公助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化に関する知識の普及・啓発 ・ 効果的な耐震改修工法等の情報発信 ・ 耐震化にあつての費用負担等の軽減支援の拡充 ・ 防災関連機関や地元町内会との連携 ・ 市有建築物の耐震診断、耐震改修の促進 ・ 市有建築物のエレベーターの閉じ込め防止、各種落下物防止、天井等の脱落防止等の安全対策 ・ 法に基づく指導 等

3. 取組みの体系

住宅・建築物の耐震化を促進するため、次の取組みの体系に基づき、様々な施策を総合的かつ効果的に展開していきます。



第6章 耐震改修促進のための施策の展開

1. 耐震化促進のための助成制度等

(1) 耐震診断・耐震改修に係る市の助成制度

本市では、旧耐震基準の木造住宅に対して、安全性の向上を図るため、一定の条件に該当する住宅について、耐震化にかかる費用の一部を補助しています。本制度では、令和6年能登半島地震により被災した住宅（一部損壊以上に限る。）も補助の対象としています。今後も、地震による建物の倒壊等の被害を防止するため、補助事業の周知及び補助制度を活用した耐震改修を促進します。

■「耐震診断」の概要

	内 容
事業の概要	地震に対してどの程度耐える能力を持っているか耐震診断で調査し、住宅の強度が不足する箇所に補強計画をした耐震設計に対して費用の一部を支援する制度
補助対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅又は令和6年能登半島地震により被災した戸建住宅
補助対象事業	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、建築物の耐震性について判定する診断及び耐震設計とする
補助金と負担の割合	耐震診断・耐震設計に要する経費の3/4の金額を補助(限度額9万円) ただし、耐震診断を行ってから半年以内に耐震改修工事までする場合は、耐震診断・耐震設計に要する経費の全額を補助する(限度額20万円)

資料：「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」のご案内

■「耐震改修工事・安全対策工事」の概要

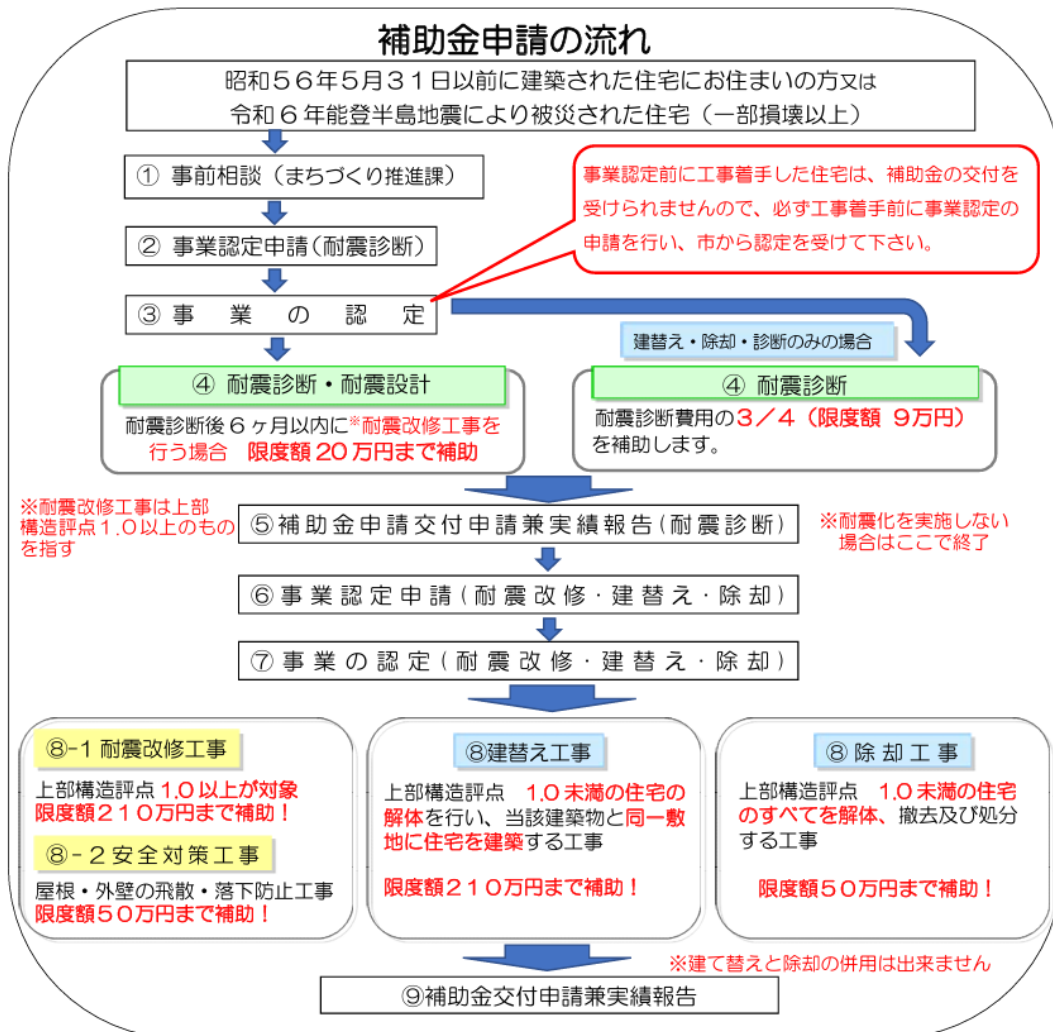
	内 容
事業の概要	地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的に、住宅の耐震改修工事及び安全対策工事の費用の一部を補助する制度
補助対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅又は令和6年能登半島地震の被災により罹災証明（一部損壊以上に限る。）が発行された住宅であること
補助対象事業	◎耐震改修工事：耐震診断・耐震設計に基づき行う耐震改修工事 ◎安全対策工事：屋根や外壁に対して行う、飛散・落下を防止するための工事 ※耐震改修工事の費用と重複する部分は対象にならない。
補助金と負担の割合	◎耐震改修工事：耐震改修工事に要する経費の全額（一件あたり限度額210万円） ◎安全対策工事：安全対策工事に要する経費の全額（一件あたり限度額50万円）

資料：「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」のご案内

■「建替え工事・除去工事」の概要

	内 容
事業の概要	地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的に、耐震診断の結果、耐震性の不足する住宅の建替え・除却工事の費用の一部を補助する制度
補助対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅又は令和6年能登半島地震の被災により罹災証明（一部損壊以上に限る。）が発行された住宅であること
補助対象事業	◎建替え工事：耐震診断に基づき耐震性のない住宅を解体し、同一敷地で住宅を建築する工事 ※建築士が設計及び監理を行い、省エネ基準に適合する住宅とする必要がある敷地が土砂災害特別警戒区域等の場合は相談が必要である ◎除却工事：耐震診断に基づき耐震性のない住宅をすべて解体し、除却及び処分する工事 ※居住誘導区域内に住宅を建築する必要がある
補助金と負担の割合	◎建替え工事：建替え工事に要する経費の全額（一件あたり限度額210万円） ◎除却工事：除却工事に要する経費の全額（一件あたり限度額50万円） ※建替え・除却に要する経費は、補助対象住宅の延床面積に22,500円を乗じた額となる

資料：「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」のご案内



資料：「輪島市住宅耐震化促進事業」のご案内

(2) 耐震改修に対する融資、税制の周知・活用推進

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国の融資制度や税制優遇措置等について、市ホームページやパンフレット等による周知徹底と活用促進を図ります。

■融資制度の概要（令和7年7月現在）

対 象	主な内容
住 宅	<p>■住宅金融支援機構</p> <p>概要：耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム融資 融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限） ・高齢者向け返済特例制度 融資限度額：1,500万円又は機構が承認している保証機関が保証する限度額のいずれか低い額 ・マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み） 融資限度額：融資対象工事費以内（10万円単位。最低額100万円） ・災害復興住宅融資（賃貸住宅リフォーム） 融資限度額：工事費等の所要額と機構が定める融資限度額（1戸当たりの融資限度額×融資対象戸数）のいずれか低い額
建築物	<p>■日本政策金融公庫</p> <p>BCP資金</p> <p>概要：災害発生時の事業継続の観点から、防災に資する施設等の整備を行うために必要な資金への融資</p> <p>融資限度額：直接貸付 7億2,000万円 代理貸付 1億2,000万円</p>

資料：住宅金融支援機構、日本政策金融公庫

■耐震改修促進税制の概要

対 象	主な内容
住 宅	<p>■所得税（令和7年12月まで）</p> <p>条件：平成26年4月1日から令和7年12月31日までの間に自己住宅に一定の耐震改修をした場合 ※昭和56年5月31日以前に着工された建築物</p> <p>内容：A及びBの合計額が所得税から控除される A：耐震改修工事の標準的な費用の額（以下、標準額という。）のうち、250万円を上限にその10%に相当する額 B：標準額が250万円を超える場合は、1,000万円までを対象に、当該標準額から250万円を控除した金額の5%に相当する額</p>
	<p>■固定資産税（令和8年3月まで）</p> <p>条件：令和8年3月31日までに耐震改修が完了した場合 ※昭和57年1月1日以前から所在する建築物 ※工事費用が戸当たり50万円超のもの</p> <p>内容：固定資産税（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（通行障害既存耐震不適格建築物の場合は、2年間に1/2減額）</p>
	<p>■住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）</p> <p>条件：自宅である、住宅取得後6ヶ月以内に入居し引き続き居住、床面積が50㎡以上、所得金額が2,000万円以下等</p> <p>内容：住宅の耐震改修工事費用における年間ローン残高の0.7%を所得税額から控除（最大13年間適用）</p>
	<p>■中古住宅購入の際のローン減税</p> <p>条件：住宅ローン減税の条件に加えて、1982（昭和57）年1月1日以降に建築された住宅である、現行の耐震基準に適合していること等</p> <p>内容：住宅の耐震改修工事費用における年間ローン残高の0.7%を所得税額から控除（10年間適用）</p>

資料：国土交通省、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合、国税庁

(3) 地震保険の加入促進

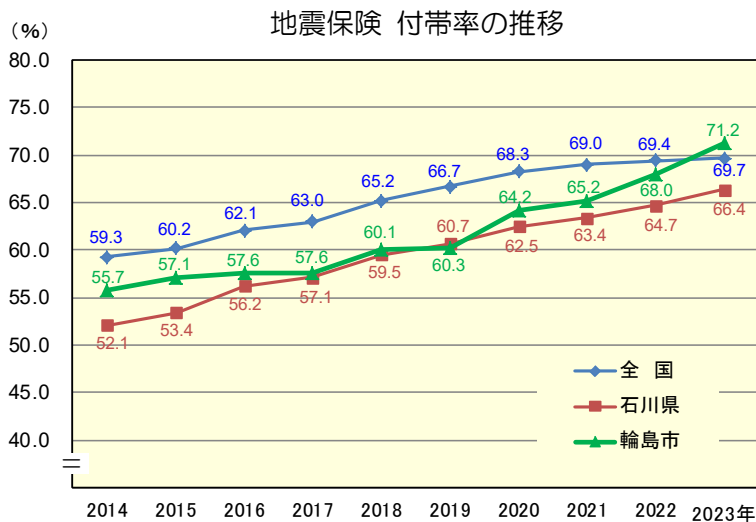
大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険の活用は大変有効です。輪島市の令和5年（2023年）現在の地震保険の付帯率は71.2%で、全国平均（69.7%）及び県平均（66.4%）を上回っています。

今後も様々な機会を通じて、地震保険の補償内容や割引制度等の情報提供に努め、地震保険の加入促進を図ります。

■地震保険割引制度の概要

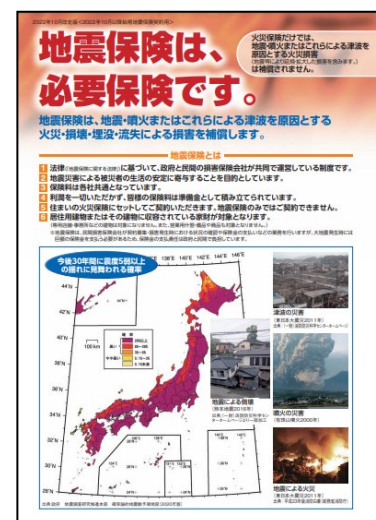
割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引率	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	30%
		耐震等級3	50%
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

資料：財務省



※付帯率：当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合

資料：損害保険料率算出機構



地震保険チラシ

資料：(一社)日本損害保険協会

2. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 事業者情報等の情報提供の充実

リフォーム事業者、工務店等は、改修工事を行うときの最も身近な存在ですが、一方で悪質リフォーム業者等による被害等の懸念が耐震改修が促進されない要因の一つとなっています。

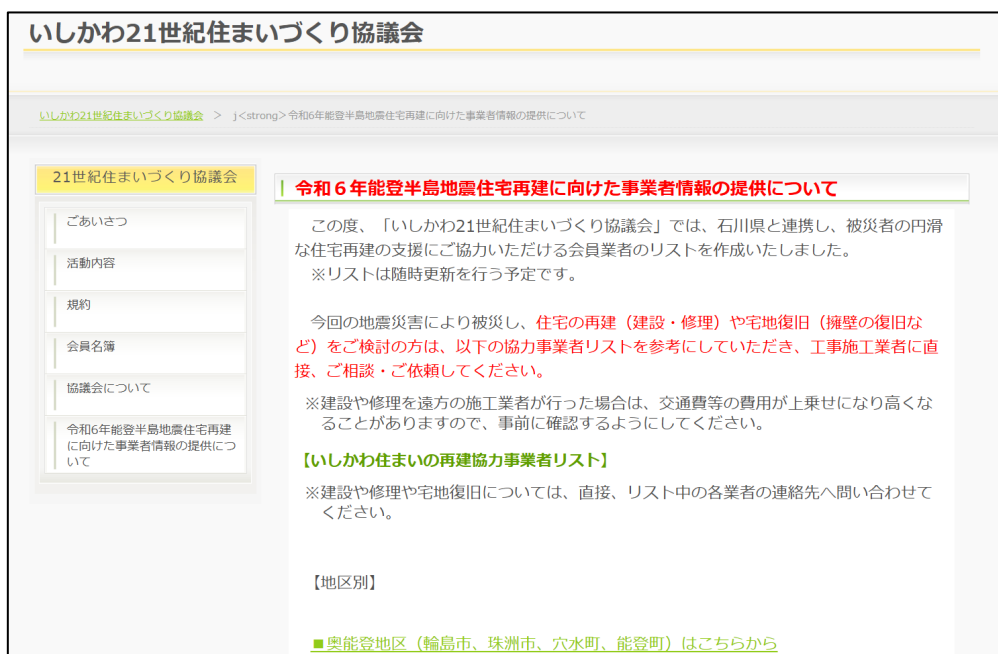
このため、広報紙や市ホームページ等において、信頼できる建築士事務所や工務店等の情報を掲載するなど、市民が手軽に確認できる情報の提供に努めます。



「いしかわ住宅耐震事業者リスト」

石川県は、県民が住まいの耐震化を検討するにあたり、事業者を探すための参考資料として活用できるよう、耐震化に取り組む建築士事務所や工務店等をまとめた「いしかわ住宅耐震事業者リスト」を公開しています。

資料：石川県ホームページ



「令和6年能登半島地震住宅再建に向けた事業者情報の提供」

いしかわ21世紀住まづくり協議会では、県と連携し、被災者の円滑な住宅再建（建設・修理）協力事業者リストを作成し、ホームページで公開しています。

資料：いしかわ21世紀住まづくり協議会

(2) 信頼できる耐震改修工法の事例紹介

耐震改修の工法は、構造用合板や筋交いによる壁の補強、基礎の補強、屋根の軽量化といった従来の方法による工法だけでなく、近年、耐震改修における様々な技術開発が行われています。

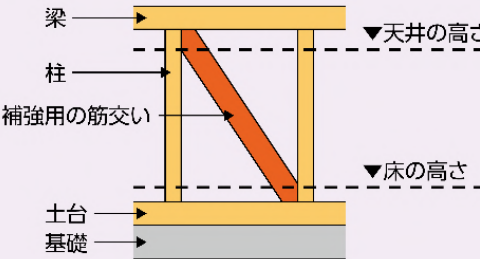
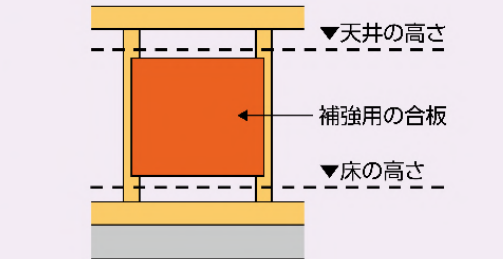
このため、新たな補強方法について事例収集を行い、窓口や市ホームページ等による情報提供を推進します。

また、簡易な耐震改修方法や低コスト工法についても、推奨工法としてPRを推進します。

 <p>一般的な耐震工法 (強度を増して揺れに対抗)</p>	 <p>免震工法 (地面から分離して揺れを解消)</p>	 <p>制震工法 (揺れを吸収して破壊を回避)</p>
<p>「筋かい」の追加や柱の補強等の建物の構造強化により、地震の揺れに対抗しようとする従来から広く適用されてきた工法</p>	<p>建物の基礎と上部構造の間に積層ゴムやボールベアリング等の免震機構を設け、地面の揺れの影響が建物の上部構造に伝わらないようにする工法</p>	<p>建物の内部にダンパーと呼ばれる揺れのエネルギーを吸収する部材を組み込むなどの方法で振動を低減させて揺れを抑える工法</p>

様々な耐震化工法

資料：内閣府

<p>〈新築と同じ工法で改修する例〉</p>  <p>筋交いを梁と土台に繋ぐため、壁の他にも床と天井を一旦撤去し、再度復旧する必要があります。</p>	<p>〈費用を抑えた工法で改修する例〉</p>  <p>床や天井に影響しない部分に合板を施工します。工事の際に、床や天井を撤去・復旧する必要がありません。</p>
<p>※図は一例です。改修費用低減の効果については、個別の住宅、設計内容等により異なります。</p>	

低コスト耐震改修工法の紹介（和歌山県）

資料：国土交通省住宅局

(3) 市ホームページ、広報紙、SNS 等による情報提供の充実

市ホームページや広報わじま、SNS、パンフレット等を活用し、耐震診断、耐震改修等に関する各種支援制度の情報や耐震化に関する事業・制度等について広く市民に情報を発信します。

耐震診断・耐震化のすすめ（令和7年7月改正）

公開日 2024年07月01日

輪島市では、市内にお住まいの方の命や財産を大規模地震から守るため、一定の条件に該当する住宅について耐震化にかかる費用の一部を補助しています。

補助制度を一部改正しました（令和7年7月1日施行）

（主な改正内容）

・耐震改修工事及び建替え工事に係る補助金の限度額を改正しました。

改正前「限度額：180万円」→改正後「限度額：210万円」

★ 補助対象となる住宅

次の（1）から（3）を全て満たす住宅が補助対象となります。

- （1）昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅又は令和6年能登半島地震の被災により罹災証明（一部損壊以上に限る。）が発行された住宅であること
- （2）店舗・事務所などの用に供する部分の床面積が、住宅の延べ面積の2分の1未満であること
- （3）現に居住している、または補助対象となる事業の完了後居住する住宅であること

★ 補助対象となる方

補助対象となる住宅の所有者又は居住者（所有又は居住を予定している方も含む。）が補助金を申請できます。

輪島市ホームページにおける耐震化に関する情報提供

資料：輪島市ホームページ

③ 住まいにおける補助金制度について

「新築」「空家の購入改修」「耐震改修」「耐震建替」を行う場合、経費の一部が補助されますのでご利用ください。

種類	補助対象事業	補助率	限度額	併用可能
居住誘導	新築建設 ※市が定める区域内（居住誘導区域）での新築住宅に限る。 ※市内事業者の施工に限る。	—	100万円	—
移住者購入	移住者住宅確保支援（空家購入） ※市外からの移住者個人による初めての空家購入が対象。 ※移住者用住宅とする改修実施にあわせた購入が対象。	2/3	100万円	—
移住者改修	移住者住宅確保支援（空家改修） ※市外からの移住者個人による初めて取得した空家を移住者用住宅とする改修が対象。 ※市内事業者の施工に限る。	2/3	100万円	移住者購入 診断② 耐震改修 安全対策
空家改修	中古住宅改修 ※空き家データベースに登録された物件を取得する個人に限る。 ※居住に要するための改修工事が対象。 ※昭和56.5.31以前に建築されたものは耐震改修必須。 ※同一物件に対し1回限り。 ※市内事業者の施工に限る。	1/2	100万円	診断② 耐震改修 安全対策
○診断・改修とも昭和56.5.31以前に工事着手された木造住宅に限る。				
診断	①：耐震診断・耐震設計のみの場合	3/4	9万円	—
	②：耐震診断・耐震設計のあと耐震改修実施の場合	—	20万円	—
耐震改修	上部構造評点が1.0未満の住宅に、地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の改修工事費 ※構造評点が1.0以上となることが条件。	—	150万円	空家改修 診断② 安全対策
安全対策工事	屋根・外壁の飛散または落下を防止するための工事費 ※耐震改修との同時実施が条件。 ※屋根または外壁の飛散・落下防止対策が対象。	—	50万円	—
耐震除去	上部構造評点が1.0未満の住宅のすべてを解体、撤去および処分する工事費 ※居住誘導地区内に住宅を建築する者に限る。	—	50万円	診断① 居住誘導
耐震建替	上部構造評点が1.0未満の住宅の除却を行い、当該建築物と同一敷地に住宅を建築する工事費 ※建築士が設計および監理を行い省エネ基準に適合することが条件。	—	150万円	診断①

事業をするための資金調達の負担を緩和させる「代理受領制度」もあります。
※下水道のことその他詳細についてはまちづくり推進課へご相談ください。

「広報わじま」による耐震化に関する情報提供
広報わじま 2023.7



SNS の活用例（愛媛県）

若い世代や孫世代を対象に、SNS ターゲティング広告を行い、耐震化へ意識の醸成を図っています。

(4) 相談体制の充実

建築物の耐震化に関する身近な相談窓口の設置や「建築物防災週間(春季・秋季)」等のイベント開催時における無料相談会の実施等、県や建築関係団体と連携し、市民が安心して相談できる体制の充実を図ります。

また、「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」では、県民向け耐震相談会・セミナーの開催や低コスト工法の普及等を行っており、こうした機会を活用した知識の普及や相談内容の充実に努めます。

住まいの耐震化相談会 開催

住宅の耐震化を希望される方へ

平成 28 年の熊本地震での被害等を受けて、輪島市では住宅の耐震改修工事に係る補助金制度が平成 30 年 7 月に改正されました(昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手されたものに限ります)。


能登半島地震発生から 10 年余りが経過し、防災意識も薄らいでくるところですが、大規模地震は時間や場所を問わず発生します。新しい補助金制度を生かして耐震化を促進し、住まいの安全・安心を確保しましょう。



◇会場・開催日時◇

■輪島市役所 2 階 都市整備課内
随時 (※平日の月曜日～金曜日)
8:30～17:15

■門前総合支所 1 階 防災研修室
3月11日(水)
9:00～15:00

 都市整備課 ☎ 23-1156

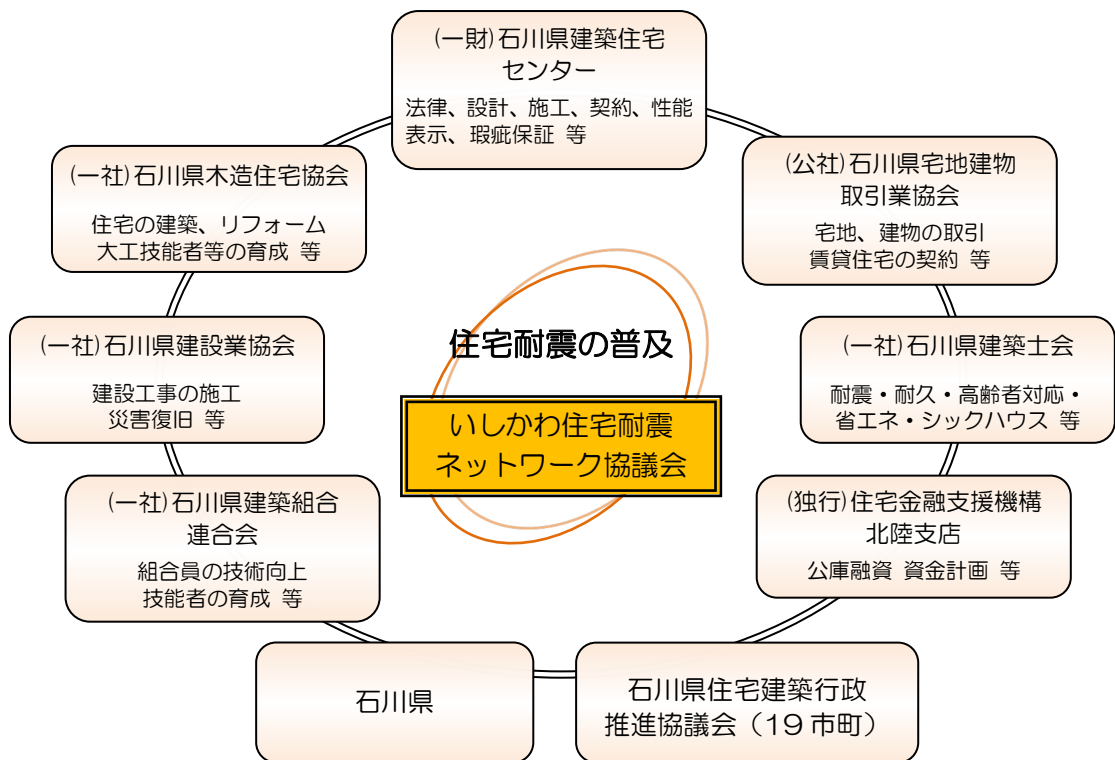
★平日は忙しくて相談に来られない方は、下記の団体が無料で相談会を開いていますのでご相談ください。

wajima 住まいづくり協議会 ■場所 丸善ビル 1 階 (N T T 輪島ビルの隣)

■日時 毎週土、日曜日 9:00～16:00

「広報わじま」における耐震化相談会開催の記事

資料：広報わじま 2020.3



いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会のイメージ図

(5) 耐震診断及び耐震改修の技術力向上

耐震診断・改修に携わる建築技術者の技術力の向上を図るため、県や建築関係団体が開催する講習会への参加を呼びかけ、技術力向上への支援を図ります。

また、市においても、講習会や技術研修を通して、耐震化の専門的知識を有する担当職員の育成を図ります。

令和7年度 事業者向け講習会一覧

建築士事務所		工務店・大工
耐震診断	補強計画	耐震改修
<p>基本編 診断、改修の基本を知る</p> <p>※②は、本県の補助制度や積雪の取扱い等の講習内容です</p>	<p>(一財)日本建築防災協会 ① 木造耐震診断資格者講習 ※WEB受講：8/21～9/19 ※一部市町では受講が補助要件 ※詳細は日本建築防災協会のHPを参照</p> <p>(一社)石川県建築士事務所協会 ② 木造住宅耐震診断士講習会 9/29、3/19</p>	<p>(一財)日本建築防災協会 ④ 木造耐震改修技術者講習 ※WEB受講：8/21～9/19 ※詳細は日本建築防災協会のHPを参照</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> 石川県木造住宅耐震診断士※1として、 いしかわ住宅耐震事業者リスト (建築士事務所)に掲載可能 ※県・市町がリストを用いてPR </p>
<p>応用編 低コスト工法等の技術を知る</p>	<p>いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会 ③ 7/25 耐震リフォーム達人塾(アドバンスコース) ※低コスト工法の解説、プログラムを用いた演習 【場所】七尾市文化ホール</p>	<p>いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会 ⑤ 7/26 耐震リフォーム達人塾(施工演習コース) ※木造軸組を用いた低コスト工法のポイント体験 【場所】七尾市文化ホール</p>
<p>2025年度「達人塾オンライン版*」のご案内 *達人塾オンライン版とは、YouTubeを活用した動画配信による講習会のこと ●2025年度「達人塾オンライン版」については、右記の二次元バーコードから取得ください。(事業者団体が主体となって少人数での講習会も可能ですので、詳しくは事業者団体から県建築住宅課へご相談ください。)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">「達人塾オンライン版」の最新情報はこちら▶ </p>		
<p>※1 石川県木造住宅耐震診断士の要件:①等の2012年以降の建防協講習会を受講の上、②の講習会を受講していること</p>		
<p>パソコンから▶ いしかわ 耐震 講習会 で検索 スマホから▶ </p>		

受講のお申し込みは、各主催団体までお願い致します。
 その他、全般的なご質問については「石川県建築住宅課住まいづくりグループ(TEL076-225-1777)」までお尋ねください。

石川県の令和7年度 事業者向け講習会一覧

資料：石川県建築住宅課



模型を利用した住宅耐震化の技術講習の様子

資料：内閣官房

3. 総合的な安全対策に関する取組み

(1) 建築物の総合的な安全対策の推進

① ブロック塀の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じるおそれがあるなど、その安全対策は極めて重要です。

このため、ブロック塀倒壊の危険性や適切な補強方法等に関する知識普及及び生垣等への変更を推進します。

また、必要に応じて、ブロック塀の除去や生垣への変更を支援する補助制度の創設を検討します。

さらに、関係団体と連携し、ブロック塀の実態調査を行い、危険なブロック塀の所有者への修繕、補強等の指導に努めます。特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を図ります。



ブロック塀の広範囲での倒壊（令和6年能登半島地震〔輪島市内〕）

資料：国土交通省、(国研)建築研究所

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

ブロック塀の点検のチェックポイント

資料：国土交通省

② 窓ガラスや外壁タイルの落下防止対策

大規模な地震が発生した場合、ビル等の窓ガラスの飛散・落下や建築物の外壁タイル等が落下して、人々に危害を及ぼすおそれがあります。

また、住宅においても窓ガラスや外壁等が落下・飛散することによって負傷の原因や避難の妨げとなることが考えられます。

このため、窓に飛散防止フィルムを貼ることや外壁の改修工事による落下防止対策について、所有者等に対し周知・啓発を図ります。



ガラスの被害状況（令和6年能登半島地震〔輪島市内〕）

資料：国土交通省、(国研)建築研究所

<p>①ガラス面に飛散防止用フィルムを貼る。</p> 	<p>②網入りガラス、合せガラスに取り替える。</p> 	<p>③外壁前面を新しくする。</p> 
<p>④古い枠を残してひとまわり小さい安全窓を入れる。</p> 	<p>⑤枠ごと古い窓を外して新しく安全な窓をつける。</p> 	<p>⑥古い窓の外側に新しく安全な窓をつける。</p> 

窓の改修方法

資料：(一財)日本建築防災協会

③ 天井の脱落防止対策

多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、施設の所有者又は管理者に対し、安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を行います。

また、平成26年に建築基準法関係法令が改正され、特に危険が想定される「特定天井※」について、新たに天井脱落対策の基準が定められました。

このため、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じるよう指導・啓発に努めます。

※特定天井：次の①から③の全てに当てはまる吊り天井

- ①人が日常立ち入る場所に設けられている
- ②高さが6mを超える部分の水平投影面積が200㎡を超えている
- ③単位面積質量が2kg/㎡を超えている



天井の被害状況（令和6年能登半島地震〔輪島市内〕）

資料：国土交通省、(国研)建築研究所

④ 屋外広告物の安全対策

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

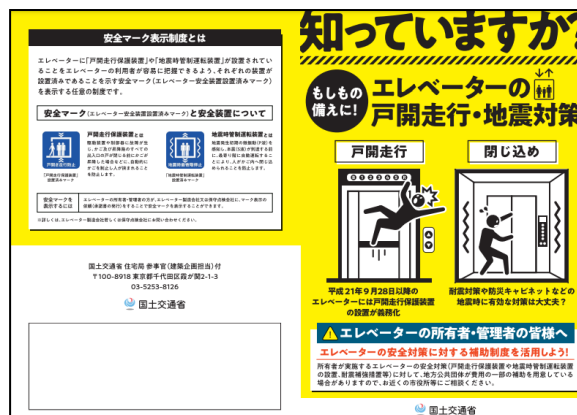
このため、広告物掲出許可時点等において、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行います。

⑤ エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターの戸が開いた状態でかごが動いた場合に起こる事故や地震時に起こる閉じ込め事故を防止するため、平成21年9月28日以降に着工するエレベーターについては、「戸開走行保護装置」及び「地震時管制運転装置」を設置することが義務づけられています。

このため、公共建築物等において、「戸開走行保護装置」及び「地震時管制運転装置」の設置推進を図ります。

また、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、地震時のリスク等の周知や閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識の普及を図ります。



周知パンフレット

資料：国土交通省

⑥ 住宅の建替え、住替えの支援

耐震改修への誘導だけでなく、旧耐震基準の住宅の建替えや住替え等も耐震化を進める上で有効な手段となります。

このため、住宅の状態や所有者の家族状況、生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある住宅への建替えや別居家族との同居、高齢者向け住宅への住替え等、住宅の除去について支援を図り、耐震化を推進します。

⑦ 新耐震基準の安全対策

耐震性のある新耐震基準の住宅においても、今後、建築後年数が経過することに伴って劣化が進行するため、劣化箇所を把握し、補修をしていくことで耐震性を維持していくことが重要です。

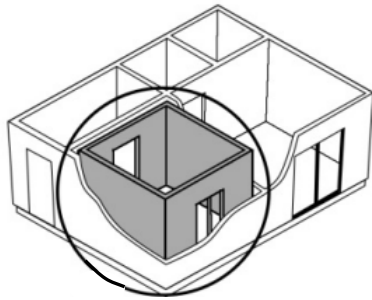
このため、新耐震基準の木造住宅について、定期的な点検の実施を促します。

(2) 住空間の安全性の確保対策

住空間の安全性を確保する方策として、部分的な耐震化や防災ベッド等の活用、家具転倒防止対策について普及・啓発を推進するとともに、地震時の電気火災対策等を推進します。

① 部分的な耐震化

所有者の事情や建物の状況から、建物全体の耐震改修が困難な場合において、住宅内にシェルターを設置したり、屋根の素材を重い瓦屋根から軽い金属屋根に変更したりするなど、部分的に耐震改修する方法について周知・啓発を推進します。



耐震シェルターの例

寝室等、部屋の中を鉄骨やパネルを使い補強し、安全な空間を確保するものです。万が一住宅が倒壊しても、この部屋は倒壊を免れるため身を守ることができます。

資料：南知多町、東京都耐震ポータルサイト

② 防災ベッド、耐震テーブル等の活用の啓発

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保でき、命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブル等の活用についての啓発・周知を行います。



防災ベッドの例

ベッドの上部を金属製のフレーム等で覆うことで、寝ている人を保護するものです。



耐震テーブルの例

鉄等でできた非常に強固なテーブルで、地震発生時にこのテーブルの下に避難し、倒れてきた家具や落下物等から身を守ることができます。

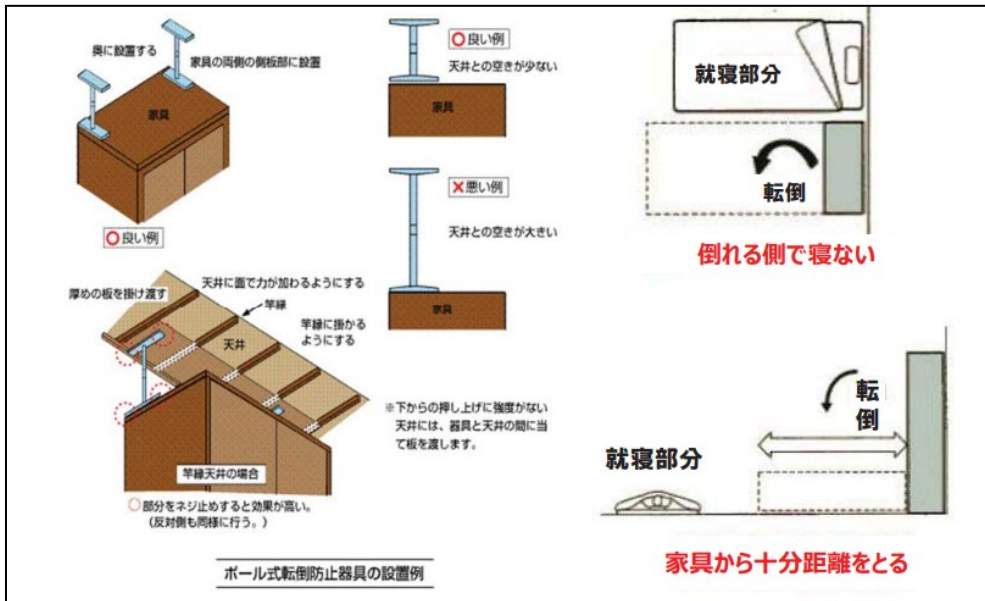
資料：東京都耐震ポータルサイト、新潟県耐震改修促進協議会

③ 家具転倒防止の啓発・普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。

特に、住宅の耐震改修工事に困難性を伴う高齢者世帯等においては、地震発生時の人的被害を軽減するためにも、家具の転倒防止や落下物等の安全対策を講ずることが重要です。

このため、戸別訪問等により耐震化とあわせて家具等の転倒防止や配置の工夫等を周知するほか、広報紙、市ホームページ等により情報提供を推進します。



家具の転倒防止・家具の配置の工夫

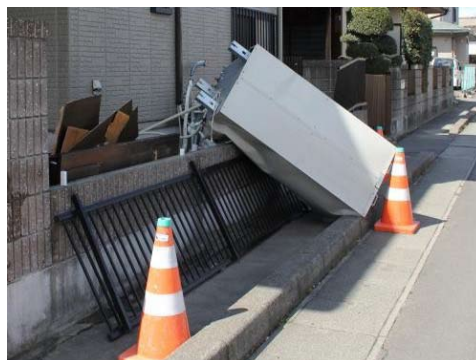
資料：石川県土木部建築住宅課

④ 給湯設備の転倒防止対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、平成 25 年 4 月に建築基準法が改正され、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においても、電気給湯器等の転倒事例が多数発生しています。

こうした状況を踏まえ、関係機関と連携し、給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策等について周知・指導に努めます。



給湯設備の転倒被害

資料：国土交通省

⑤ 地震火災予防対策

阪神淡路大震災や東日本大震災等、過去の震災で発生した火災の6割以上が電気に起因するといわれています。

震災時の通電火災を防ぐためには、感震ブレーカーの設置が有効とされていることから、避難時にブレーカーを落とすことや感震ブレーカーの設置等について、情報提供及び意識啓発を推進します。

また、地震による火災の発生と延焼による被害を軽減するため、市街地の不燃化を推進します。



令和6年能登半島地震における市街地の火災状況

資料：石川県

分電盤タイプ	コンセントタイプ	簡易タイプ
<p>内蔵型 後付型</p>		
センサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断	センサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給のみを遮断	重りの落下やバネの作動により、ブレーカーを操作、電気を遮断

感震ブレーカーの種類

資料：消防庁

地震火災対策啓発チラシ

資料：消防庁

(3) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されます。

このため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業※」等を活用するとともに、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供を推進します。

また、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域等の指定を働きかけます。

■がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

事業の目的	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う人に対して、国と県、市町が除去費等と新築する住宅の建設費や土地の取得等に要する経費の一部を補助する制度
補助対象となる危険住宅	次の 1、2、3 のいずれかに該当する区域内に建つ住宅 1. 勾配が 30 度を超え、高さが 3m を超えるがけの近接地 (昭和 36 年 4 月 1 日以前に建築された住宅であること) 2. 災害危険区域内 (災害危険区域に指定された日以前に建築された住宅であること) 3. 土砂災害特別警戒区域内 (土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅であること)
補助対象となる事業内容・補助金額の上限	1. 危険住宅の除却等に要する経費 ・撤去、動産移転、仮住居、跡地整備に要する経費を補助 ・一戸当たりの補助限度額は、975 千円 ・危険住宅に代わる住宅の建設等に要する経費 2. 住宅の建設や購入、改修及び土地の購入に要する資金を金融機関から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額を補助 ・借入れ利率年 8.5% を限度 ・一戸あたり補助限度額 4,210 千円 (建物 3,250 千円、土地 960 千円) ・保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については割り増しになる場合がある ・補助限度額は、借入額によって異なる

資料：石川県土木部建築住宅課

※住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ること等を目的として、県や市町が国の補助を得て、河川、砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備する事業。



令和 6 年能登半島地震による地すべり発生状況〔輪島市大野町〕

資料：国土交通省

(4) 宅地の液状化に対する安全対策

令和6年能登半島地震では、市内において、液状化による建物への被害も確認されました。

このため、国土交通省北陸地方整備局が作成した「液状化しやすさマップ」を活用し、危険度の高い地域の周知や液状化対策の必要性、建築物の液状化対策工法等の普及啓発を推進します。

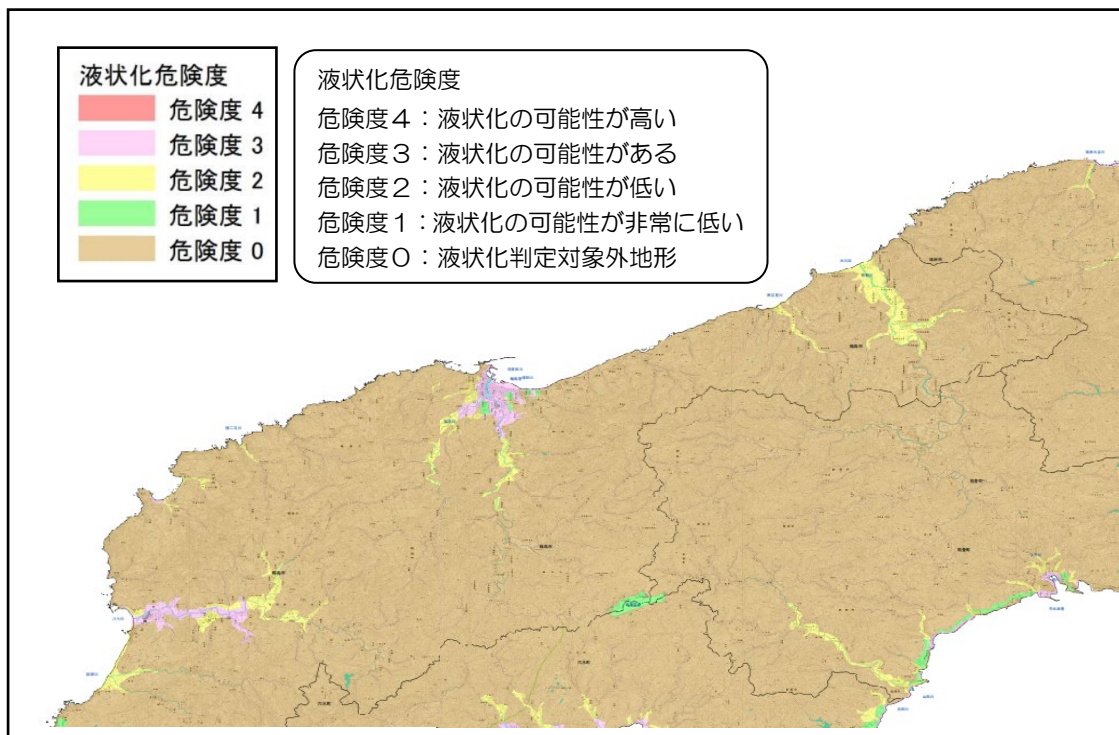


液状化により基礎が地中にめり込んだ建物
〔門前町道下〕



液状化の発生を示唆する噴砂
〔門前町道下〕

資料：(公社)日本地震工学会



液状化しやすさマップ

資料：国土交通省北陸地方整備局

(5) 文化財建造物の安全対策

令和6年能登半島地震では、総持寺祖院において、国の登録有形文化財である17の歴史的建造物全てが被害を受けたほか、旧角海家住宅でも主屋がほぼ全壊となるなど、多くの文化財で深刻な被害が発生しました。

災害発生時の文化財への被害を軽減するため、文化庁の指針等に基づき、建造物の構造特性に応じた耐震補強工事等により、耐震性能の確保と防災対策の強化を図ります。



総持寺・芳春院の倒壊

資料：(国研)建築研究所



旧角海家の倒壊

資料：石川県

(6) 空き家等対策

長年利用されずに放置されている空き家等は、地震により倒壊した場合に前面道路の封鎖や通行人等に被害を与えるおそれがあり、地震被害を拡大させるおそれがあります。

このため、不動産等の関係団体との情報交換や所有者等への空き家等の管理に対する啓発を行うとともに、市が危険と認定した空き家の除去に対して助成を行うなど、官民が一体となって空き家対策を推進します。



危険な空き家

資料：輪島市

(7) 建築物のアスベスト対策

吹付けアスベスト等は、平成18年に製造・使用等が全面禁止されましたが、旧耐震基準を含む平成元年以前に建築された建築物は、吹付け材にアスベストが含まれている可能性が高く、地震による被災で飛散する可能性があります。

このため、県と連携して指導するなど、アスベストの除去等の飛散防止対策を推進します。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

(1) 緊急輸送道路

令和6年能登半島地震では、能登半島の沿岸部を結ぶ国道249号やのと里山海道をはじめ、多くの道路において亀裂や崩落等の甚大な被害が発生しました。

また、倒壊した建築物によって道路が閉塞し、住民の避難や救急・消防活動に支障を来しました。

このように、地震時には道路の通行障害が生じ、救助や住民の避難等が困難となるおそれがあることから、石川県地域防災計画の緊急輸送道路に位置づけられた路線及び輪島市地域防災計画で位置づけられた緊急輸送道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として指定し、沿道の建築物の耐震化を促進していきます。

また、災害時に緊急車両の通行路を確保できるよう、適時、災害対策上の輸送ルートを検討します。



国道249号の道路崩壊

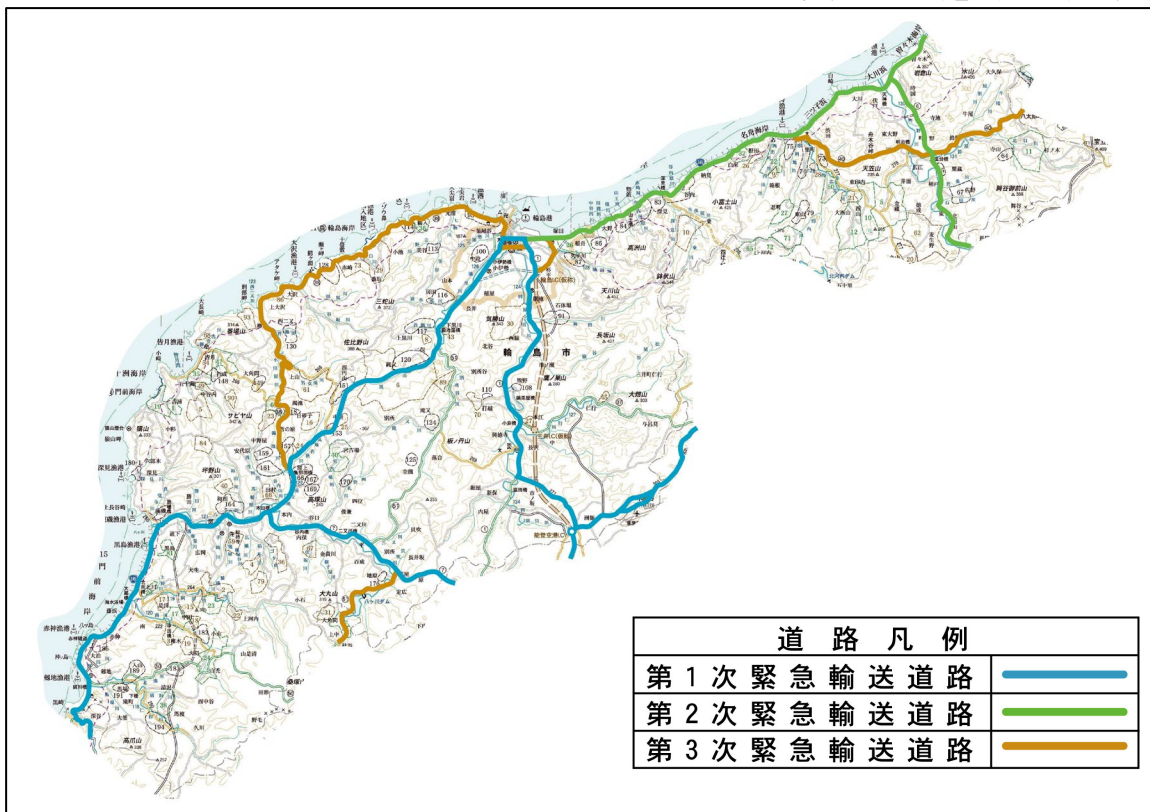
(令和6年能登半島地震〔道の駅千枚田パークレットパーク付近〕)



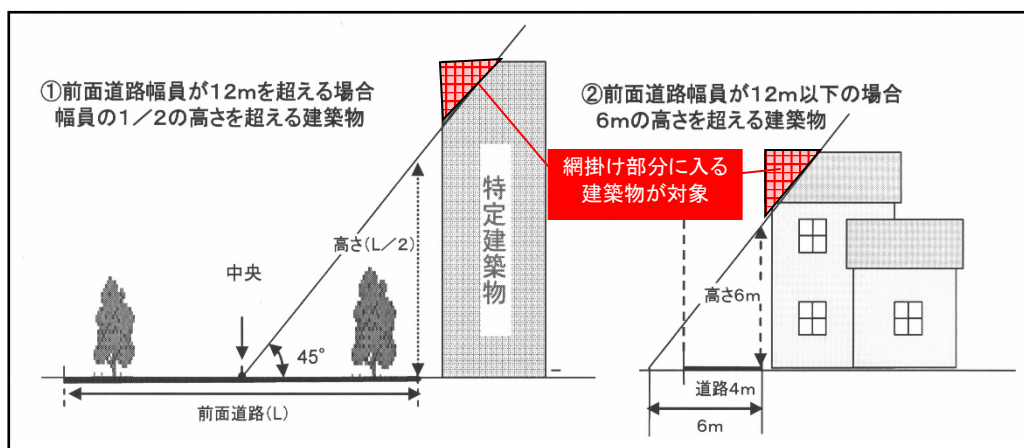
沿道建築物の倒壊による道路閉塞

(令和6年能登半島地震〔鳳至町〕)

資料：国土交通省、(国研)建築研究所



緊急輸送道路 (令和7年8月時点)



前面道路が緊急輸送道路の場合、道路幅員が12mを超える場合は、道路幅員の1/2の高さを超える建築物、道路幅員が12m以下の場合は、6mの高さを超える建築物が「通行障害建築物」となります。

※前面道路の境界から建築物が後退している場合は、6mに後退距離を加えた高さとなります。

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件

(2) 指定避難道路

災害時の防災活動拠点や救援・防災拠点となる施設と緊急輸送道路を繋ぐ道路を指定避難道路として位置づけます。

本市においては、輪島市地域防災計画で指定する避難路を指定避難路として、沿道の建物等の耐震化を推進していきます。

さらに住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる避難路等の道路閉塞率等の調査のため、道路幅員等の調査を行い、道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(3) 狭あい道路、行き止まり道路の改善

幅員の狭い道路や行き止まり道路は、地震発生時に建築物の倒壊等によって道路が閉塞し、避難ができなくなるほか、消防・救助活動にも影響を与える可能性が高くなります。

このため、狭あい道路の拡幅整備や行き止まり道路の解消を図り、安全な道路空間の確保に努めます。



行き止まり道路の改善〔七尾市〕

資料：石川県

5. 重点的、優先的に耐震化を促進する区域等

(1) 輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた住宅耐震改修の目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進する行動計画として「輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しました。

当該プログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進しています。

■「輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の概要

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。
位置づけ	耐震改修促進計画を一部改正し、アクションプログラムを位置づける。
緊急耐震重点区域	輪島市内全域
対象建築物	旧耐震基準（昭和56年5月以前）の木造住宅：約5,600世帯
計画期間	令和2年から令和6年度（5年間）とする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。
戸別訪問の実施	戸別訪問は下記の通り行う。 ①リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。 ②不在の場合は、資料をポストに投入する。 ③訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。
関係団体との連携	戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び石川県建築士会と連携して活動に取り組む。
実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数をとりまとめ、当該年度末までに県に報告する。 実績の公表は、輪島市がとりまとめ、輪島市のHPにて公表する。

■実績

(件)

	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)
耐震診断費補助件数	5	9	21	16	10	5
耐震改修費補助件数	5	4	17	13	10	5

資料：輪島市

(2) 優先的に耐震化を図る建築物及び公共建築物の考え方

防災活動拠点施設である市庁舎や避難所指定施設である学校、集会所等の耐震化は防災対策上重要であるとともに、人的被害軽減の観点からも優先的な取組みが求められます。

このため、優先的に耐震化を促進すべき建築物として、特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 1 号、第 2 号、第 3 号特定建築物）に加え、災害時の拠点となる市有建築物と民間建築物についても、次の考え方に基づいて優先的に耐震化すべき建築物と設定・選定し、耐震化を促進します。

中でも、特に災害時に機能の確保が必要な拠点となる建築物について、優先的に耐震化を促進します。

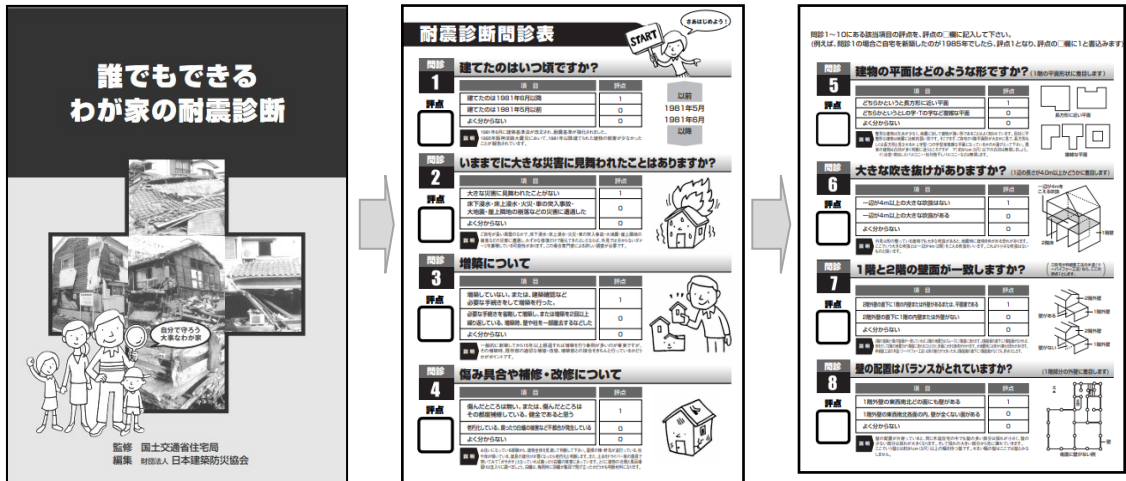
■優先的に耐震化すべき建築物の考え方

分類		備考（建築物の例、定義等）		
昭和56年以前建築の建築物	特定既存耐震不適格建築物	法第 14 条第 1 号特定建築物		多数の者が利用するなど、一定の用途（学校、体育館、医療施設、飲食店、ホテル・旅館、事務所、工場等）で一定の規模以上の建築物
		法第 14 条第 2 号特定建築物		火薬類、石油類等一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
		法第 14 条第 3 号特定建築物		地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物
	災害時の拠点となる建築物	災害時に機能の確保が必要なもの（市有・民間）	防災拠点施設	市庁舎（本庁、支所）、消防署、警察署等
			救援救護施設	病院、診療所
			避難所指定施設	学校、公民館、体育館、集会所等
			ライフライン	上水道、ガス、電気等の管理施設
	災害時に要援護者等が利用するもの（市有・民間）	福祉施設等	老人福祉施設、老人ホーム、幼稚園、保育所等	

③ 「誰でもできるわが家の耐震診断」及び「木造住宅の地震後の安全チェック」の普及

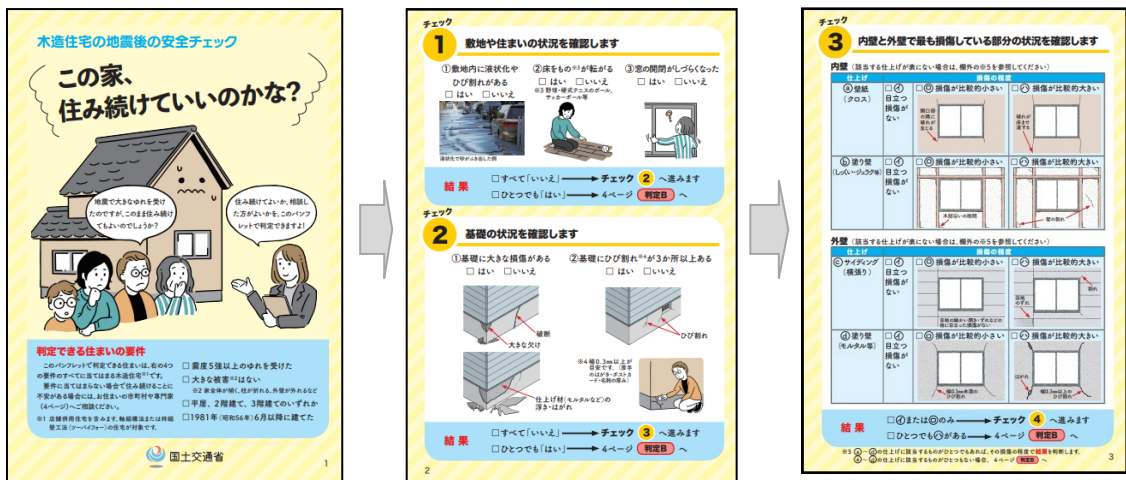
所有する建築物の耐震性を簡便に把握できるよう、(一財)日本建築防災協会が普及している「誰でもできるわが家の耐震診断」の市民への周知を図ります。詳細については、専門家の診断が必要となるため、一般診断の必要性も併せて周知します。

また、当該協会では、地震により大きな揺れを受けた住宅について、簡単なチェックにより、住み続けてよいか、あるいは自治体等に相談した方がよいかを判定できるパンフレットを作成しており、普及及び活用を促進します。



「誰でもできるわが家の耐震診断」(パンフレット版)の一部

資料：(一財)日本建築防災協会



「木造住宅の地震後の安全チェック」の一部

資料：(一財)日本建築防災協会

④ セミナー、講習会等の開催

耐震診断、耐震改修の重要性や必要性について市民に周知を図るため、建築物防災週間(年2回)やイベント等の機会を捉え、セミナーの開催を図ります。

また、県、いしかわ21世紀住まいづくり協議会、建築関係団体等と連携し、市民向けの木造住宅耐震講習会の開催を図ります。

さらに、耐震改修工事現場を公開し、市民に工事内容と住宅耐震化の必要性を説明するなど、具体的でわかりやすい方法による知識の普及を図ります。

⑥ 住宅戸別訪問、ダイレクトメールの送付

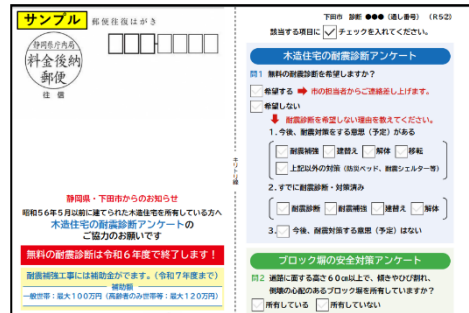
耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組みが効果的であることから、対象となる住宅を戸別訪問し、所有者に対して耐震化の必要性及び有効性についての啓発や補助制度等の情報提供を推進します。

また、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申し込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールの送付について検討します。



戸別訪問の実施

資料：国土交通省



ダイレクトメールの例

資料：静岡県

(2) 町内会との連携

① 地域ぐるみの防災活動の推進

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このため、防災対策課と連携し、地域における自主防災組織の設立を呼びかけるとともに、自主防災組織の活動として、防災訓練をはじめ、地域内の地震時危険箇所の点検や避難路、通学路の点検等、身近な地域ぐるみの防災活動の促進を図ります。

また、被害が多い高齢者等に対して、町内会や老人クラブ等の活動（寄り合い、敬老の日のイベント等）を活用し、耐震診断・耐震改修に関する意識啓発に努めます。



自主防災組織における消火訓練



防災訓練の様子

資料：輪島市

② 出前講座の実施

市では、身近な問題や市政情報等様々なテーマに沿って、市職員が出向いて説明等を行う「出前講座」を実施しています。

今後も市民等に、災害に対する正しい知識を身につけてもらうため、出前講座の防災メニューの充実を図り、地域防災力の向上を図ります。

(3) 福祉と連携した取組み

地域包括支援センターや介護支援専門員等の福祉関係機関と連携して、身近な相談者による高齢者世帯への耐震化の働きかけを推進します。

特に、福祉関係者等の住宅訪問の際に、家具等が凶器とならないよう、転倒防止対策や配置方法等について必要な情報提供を行うよう努めます。

また、耐震改修工事を装った悪質業者による詐欺等の犯罪を防止するため、福祉関係機関や町内会等の組織を通じて、高齢者やその家族に対して必要な情報提供を推進します。

(4) 防災教育の推進

地震から身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、日頃から防災教育を積極的に推進し、地震災害に対応できる知識や技能等を身に付けておく必要があります。

このため、学校教育における防災学習や避難訓練の実施をはじめ、地域における参加体験型地震防災教育や企業・事業所における防災教育等を推進し、地震に強い人づくり、地域づくりを推進します。



地震体験車による地震体験の様子

資料：内閣官房



消防職員による防災教育

資料：輪島市

7. 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施に対する協力

本市は、所管行政庁（石川県）が行う耐震診断・耐震改修の的確な実施を確保するための指導等の活動に協力していきます。

これは、法第 14 条各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、必要に応じて耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導・助言並びに同条第 2 項に基づく指示等を実施することができるものです。また、その指示に従わなかった場合は、その旨を同条第 3 項に基づき公表を行うことができるものです。

本市では、県の指示に従わなかった場合、建物名称と建物所有者の名称を市のホームページ等で公表することを検討します。

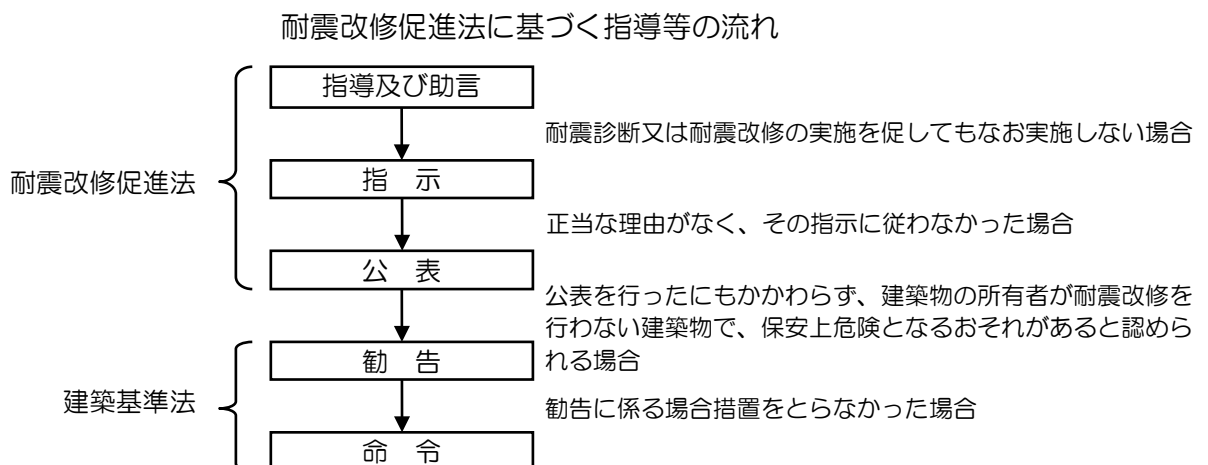
■ 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導・助言、指示及び公表

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
対象建築物	全ての特定既存耐震不適格建築物 (法 15 条第 1 項)		一定の特定既存耐震不適格建築物 (法 15 条第 2 項)	指示を受けたが、正当な理由がなく、その指示に従わなかった特定既存耐震不適格建築物 (法 15 条第 3 項)
耐震改修促進法の記載	<ul style="list-style-type: none"> 特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修について、指導及び助言を行う。 		特定既存耐震不適格建築物のうち、必要な耐震診断又は耐震改修を行っていない建築物の所有者に対して、文書により指示を行う。	指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、必要に応じその旨を公表する。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施に対する協力

耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、特定既存不適格建築物の所有者が耐震改修を行わない場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である又は危険となるおそれがあると認められる場合には、県は、必要に応じて建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令を行います。

県が上記に基づく措置を実施する場合、本市はその活動に協力します。



8. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

(1) 推進体制

① 県及び関係団体との連携

本計画に掲げる施策の多くは、本市だけでなく、石川県や(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会等の建築関係団体との連携が不可欠であり、連携体制の強化を図るとともに、耐震診断、耐震改修の普及啓発に係る協力や情報交換を行い、耐震改修促進計画の円滑な実施を図ります。

② 庁内における連携体制の強化

地震防災に関する普及・啓発をはじめ、住宅・建築物の耐震化に関する情報提供や相談窓口の設置・運営、市有施設の耐震化等を効果的かつ着実に進めるため、庁内関係課による連携体制の強化を図ります。

③ 自主防災組織、町内会等の連携

地域における地震時の危険箇所の点検や危険なブロック塀の撤去等については、地域全体で行うことが重要であるため、市内の町内会や自主防災組織等と連携しながら、耐震診断及び耐震改修の啓発を推進します。

(2) 計画の進行管理等

耐震化の目標達成のためには、計画の進行管理が重要です。

このため、石川県との連携のもとに、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績や耐震化の進捗状況を把握するとともに、耐震化を促進し、計画の管理を行います。

(3) 住宅性能表示制度の活用

耐震性能の確保が資産価値の向上につながることや税の減免制度の周知等、建築物所有者に対して耐震化のメリットの提示を行います。

また、利用者が安心して建物を利用できるよう、耐震基準に適合した住宅性能表示制度等の動向を勘案し、その運用方策等の検討を進めます。

(4) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定実施に係る体制整備

大規模地震発生時における余震等による建築物の倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、県と連携し、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図ります。